

第2次七戸町 長期総合計画

～潤いと彩りあふれる田園文化都市をめざして～

2016 ▶ 2025
平成28年度 平成37年度

しゃのへ

青森県七戸町



第2次七戸町長期総合計画

「潤いと彩りあふれる田園文化都市をめざして」

2016▼2025
平成28年度
平成37年度

はじめに



平成17年3月31日の新「七戸町」誕生から10年が経過しました。この間、町民の皆様と行政がお互いに知恵を出し合い、町勢発展のためいろいろな施策に取り組んできました。その中でも、平成22年の東北新幹線七戸十和田駅の開業は、町民に鮮烈な記憶を残し、地域に大きな変革を与え、町発展の要として重要な役割を担つてきております。

しかし、七戸町を取り巻く社会情勢は、少子高齢化の進行による人口減少問題をはじめ喫緊の課題が山積する厳しい状況にあります。さらには、国際経済の加速する中、産業の競争力強化と生き残りに向け、大きな舵取りが求められております。

このような状況の下、平成28年度から平成37年度までの10年間における総合的かつ計画的な行政運営を図るため、第2次七戸町長期総合計画を町民の皆様のご協力のもと策定しました。

本計画は、第1次計画で町の将来像として提唱した「潤いと彩りあふれる田園文化都市をめざして」を継承しつつ、21世紀に生き残る七戸町を創造するための七戸町総合戦略を実践するうえで、最も重要な「羅針盤」であると考えております。

町民憲章にありますように、先人の築いた多くの事を誇りに思い、これからも町民の皆様と一緒にまちづくりに邁進していく所存でありますので、本計画の趣旨をご理解賜りまして、より一層のご指導ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり慎重なご審議を賜りました七戸町総合開発審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言を賜りましたまちづくり委員会委員の皆様や関係者の方々に、心から感謝を申し上げます。

平成28年3月

七戸町長 小又 勉

七戸町民憲章

「今を生きる」私たちは、

先人の、たゆまぬ努力によつて築かれ、守られてきた

○ 豊かな自然

○ こまやかな人情

○ 優れた伝統と文化 を、

町の誇りとして、後世に引き継がなければなりません。

ここに私たちは、七戸町の今をみつめ、あしたを思い、
次のことを誓います。

一、自然をいたわり、住みよい環境をつくります。

一、よく働き、明るい家庭をつくります。

一、節度を守り、礼儀正しくします。

一、思いやりと奉仕の心を大事にします。

一、教養を身につけ、心豊かに暮らします。

(平成十七年十月二十五日制定)



町の花・つつじ



町の木・いちょう



町の鳥・キジ

(平成17年9月8日制定)

CONTENTS

I 序 論

第1部 計画の趣旨

1 計画の趣旨	3
2 計画の構成	3
3 計画の期間	3
4 七戸町の広域的位置づけ（上位・関連計画）	4

第2部 七戸町の歩みとあらまし

1 七戸町の歩み	5
2 七戸町の概況	7
3 七戸町の人口	12

第3部 町民のまちづくりへの意識

1 七戸町長期総合計画に関するアンケート調査の結果	16
---------------------------	----

II 基本構想

第1部 七戸町の将来像

1 基本的な考え方	27
2 将来像を実現するための基本方針	29

第2部 まちづくりの基本的な施策（施策の大綱）

第1章 快適で彩りあふれるまちづくり（都市基盤の整備）	30
第2章 活力あふれる産業のまちづくり（産業の振興）	31
第3章 心豊かに安心して暮らせるまちづくり（健康・福祉の充実）	33
第4章 自然と調和のとれた快適なまちづくり（生活環境の保全と整備）	35
第5章 豊かな心と文化を育むまちづくり（教育・文化の充実）	37
第6章 人や地域のつながりが広がるまちづくり（連携・交流の促進）	39
第7章 持続可能なまちづくり（住民参加と行財政改革）	40

III 基本計画

第1章 快適で彩りあふれるまちづくり（都市基盤の整備）	43
1 効率的な土地利用と交通ネットワークの整備	43
2 自然災害の防止と環境保全	45
3 安心・安全な水の供給と汚水処理	46
第2章 活力あふれる産業のまちづくり（産業の振興）	48
1 農林畜産業の振興	48
2 商工業の振興	52
3 観光・交流型産業の振興	55
第3章 心豊かに安心して暮らせるまちづくり（健康・福祉の充実）	58
1 地域医療サービス体制の整備	58
2 保健・福祉ネットワークの確立	60
3 子ども・子育て支援の充実	63
4 支えあうセーフティーネットの構築（社会的包摂の推進）	64
5 多様なコミュニティの活動支援	65
第4章 自然と調和のとれた快適なまちづくり（生活環境の保全と整備）	66
1 良好的な定住環境の整備	66
2 水源と河川の環境保全	67
3 公共交通の充実	68
4 環境意識の向上	69
5 個性ある町並みの形成	71
6 安全・安心なまちづくり	72
7 情報・通信の整備	74
第5章 豊かな心と文化を育むまちづくり（教育・文化の充実）	75
1 心を育む教育環境の整備	75
2 生涯学習の充実	78
3 生涯スポーツの振興	80
4 青少年の健全育成	82
5 地域の文化の継承と発信	84
第6章 人や地域のつながりが広がるまちづくり（連携・交流の促進）	86
1 町内・県内・国内交流の促進	86
2 国際交流の推進	87
第7章 持続可能なまちづくり（住民参加と行財政改革）	88
1 協働のまちづくり	88
2 個人情報保護と危機管理体制の整備	90
3 行財政改革の推進	91

IV 参考資料

市民アンケート調査票	95
七戸町総合開発審議会委員	99
まちづくり委員会委員	99
七戸町長期総合計画策定の経過	100
諮詢書	101
七戸町長期総合計画（案）について（答申）	101

I

序論

第1部 計画の趣旨

第2部 七戸町の歩みとあらまし

第3部 町民のまちづくりへの意識

第1部 計画の趣旨

1 計画の趣旨

この計画は、七戸町を、魅力あふれるまちに創造することを目的としています。

ここでは計画実現のための基本方針を定め、これに基づくまちづくり計画を策定します。行政と住民が協力しあい、計画の実現を図ることにより、七戸町の均衡ある発展と住民福祉の向上を図ることを目的としています。

2 計画の構成

この計画は、「序論」、「基本構想」と「基本計画」の3部で構成しています。

「序論」ではまちづくりの前提を示し、「基本構想」では、旧七戸町と旧天間林村の合併に際して平成16年度に策定した新町建設計画、合併後の平成17年度に策定した長期総合計画で示された基本姿勢を踏まえ、魅力あふれる七戸町を創造するための基本方針を示します。「基本計画」では、基本構想の方針に従い、まちづくり計画を実現するための具体的な施策を分野ごとにまとめています。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成28年度を初年度とし、平成37年度を目標年度とする10ヵ年計画とします。

I

序論

4 七戸町の広域的位置づけ（上位・関連計画）

この計画の策定にあたって、上位・関連計画との整合性を図るため、すでに策定されている計画について触れておきます。

（1）青森県基本計画（平成26年度～平成30年度）

本計画は「生活創造社会」を目標に掲げ、地域の現状や動向を踏まえた地域別計画が策定されています。上北地域では「農林水産業の成長産業化と人材育成」「地域特性を生かした多彩なエネルギーの利活用」「資源を最大限に生かした魅力づくりと滞在型観光の振興」「安全・安心で健康に暮らせる地域づくりの推進」を取り組むこととしており、基幹産業である農業では地域力を生かした生産販売の活動の一層の強化、他業種との密接な連携やグリーン・ツーリズムのなどによる6次産業化を進めることとなっています。

また、人口減少に歯止めをかけ、持続的な経済活動を維持し県民生活を守るために、子育て支援、若年者の定着を促進するための雇用の創出・拡大、北海道新幹線開業を踏まえた地域の魅力の活用による交流人口の拡大など、多彩で戦略的な取り組みを地域と市町村と連携し進めることとしています。

（2）むつ小川原開発計画

本町は、むつ小川原開発地区を中心とするむつ小川原地域（12市町村で構成）にあり、原子燃料サイクル関連企業等多角的な企業立地を促進することにより、この開発効果が広く波及することを期待しながら地域総合開発を促進していくこととしています。

（3）第5次上十三地域広域市町村圏計画

（平成20年度～平成29年度）

本町は、県内6圏域のうち、上北圏域に属しています。この圏域の生活実態を踏まえ、平成25年3月、秋田県小坂町を加えた2市7町1村による、上十三・十和田湖広域定住自立圏共生ビジョンを策定しました。

人口減少をはじめとする数多くの課題により、単一市町村での行政機能の確保が困難になることが予想されることから、圏域市町村が有機的に連携し、役割分担して協力する広域連携の取り組みであり、雇用創出や定住など具体的な対策によって地域づくりを推進することとしています。

第2部 七戸町の歩みとあらまし

1 七戸町の歩み

(1) 先史時代

七戸町には、80箇所以上の縄文時代の遺跡が確認されており、7,000年前から2,500年前まで人々が継続して生活していたことがわかっています。

なかでも、二ツ森貝塚に代表される縄文期の大規模な集落遺跡から出土した遺物は、今から5,500年前からおよそ1,500年間に渡って継続して人々が生活を営んでいたことを示しており、貴重な歴史遺産として今も調査が続けられています。

二ツ森貝塚は、世界文化遺産の登録を目指している「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産のひとつでもあります。

(2) 古墳時代から中世

古墳時代の5世紀になると森ヶ沢遺跡が登場します。この遺跡の墓からは近畿地方と北海道地方の物が同時に出土していることが確認されています。そのことから森ヶ沢遺跡は文化の融合する拠点的な役割を担っていたことを示す貴重な遺跡もあります。

奈良時代には膝森遺跡が、平安時代には貝ノ口遺跡など大規模な集落が作られていたことが明らかとなっています。

中世に入ると地方豪族であった天間館五郎が居館としたとされる天間館などもあります。

平安時代末には常滑壺などが出土していることから、平泉の奥州藤原氏と密接なつながりがあったと推測されています。源平合戦の折り、七戸産の馬「生啖」が活躍していた記録も残されています。

鎌倉時代や南北朝時代にも七戸は文献史料に登場しますが、本格的な登場は、室町時代に根城城主であった南部政光が七戸城築城に力を入れたことに始まります。南部政光は、街道整備を行い、街道沿いには見町観音堂(県文化財)や小田子不動堂等寺院を建立、街道押さえを強化しました。

政光は七戸城の城主として七戸に移り、室町時代には七戸南部氏として実権を握りました。七戸南部氏の台頭は、七戸城が北方に対する最前線基地としての役割を担っていたことが背景にあります。

戦国時代末の天正19年（1592年）に、九戸政実の乱により七戸城は落城しました。

(3) 近世から近代

近世初頭には、交通の要衝でしかも由緒ある七戸に、五戸の浅水から管理人が送り込まれてきました。そして寛文4年（1664年）には七戸重信が南部盛岡藩主に抜擢され、これにより七戸に盛岡藩直轄の代官所が置かれ、江戸時代の終わりまで盛岡藩による代官政治が行われました。

I

序論

こうして代官所や宿駅が置かれたことから、七戸は商業の中心地としても発展しました。とくに近江商人の活躍が目立ち、江戸時代には大塚屋や舟木屋が活躍しました。

町内には、徳川家康が参勤交代のために造らせた一里塚（県指定）や松並木も残っており、奥州街道の面影を残しています。

明治時代に入ると、明治2年、一時期「七戸藩」が創設、同4年には「七戸県」に移行、その後弘前県、後に青森県に統合されました。

明治6年に大小区制が施行され、七戸は第7大区3小区となり七戸村となりました。同11年上北郡に所属した際に上北郡役所が置かれ、七戸村はその後長く上北郡の政治・経済・文化・教育の中心地として栄えました。

明治22年の町村制施行とともに、それまで大字名天間館、榎林、附田、二ツ森、野崎、中岫、花松がそれぞれ独立した村をなしていた7カ村が合併して「天間林村」と改称し、新たな出発を迎えることになりました。このとき、七戸村は1村のみで存続し、同35年、町制を施行して七戸町となりました。

大正15年に郡役所が廃止された後も、七戸町には上北地方事務所が置かれ、郡下の中心としての地位は変わらず、今日にいたっています。

（4）昭和から現代

天間林地域には有望な地下資源があり、旧天間林村は鉱山の村とも呼ばれました。なかでも上北鉱山は日本鉱業株式会社が昭和11年に硫化銅山として本格的な操業を始め、昭和19年には我国最大の銅山となり、活況を呈していました。

また、昭和29年には十和田地区集約酪農地域の指定を受け、昭和34年にはてん菜生産振興地域の指定とめまぐるしく変化しましたが、昭和43年、天間ダムの建設により稻作単作地帯としての地位を確立しました。

昭和31年、三本木町を中心とした十和田市が誕生することで、郡下の中心としての地位を十和田市に譲ることになりましたが、増大する行政需要に対応し、財政の効率化を図るため、昭和47年に中部上北広域事務組合を組織し、病院、消防、給食、火葬場、清掃事業等に広域行政を取り入れています。

平成17年3月31日に七戸町・天間林村の2町村で合併が実現し、「新七戸町」が誕生しました。この2町村は、藩政時代以前から歴史的にも、経済、教育・文化、生活の面でも強い結びつきを有しており、それぞれの地域住民の交流が活発に行われ、地域の一体感の醸成が図られています。

2 七戸町の概況

(1) 位置と地勢

本町は、青森県の東部、上北郡の西北に位置し、東から北は東北町、南は十和田市、西は八甲田連峰で県都青森市、平内町と接し、町域は東西約31km、南北約26kmのやや長方形で、総面積337.23km²を有する自然環境豊かな内陸部の農業が基幹産業の町です。

地勢は、西側一帯が広大な国有林野で標高1,000mを超える八甲田山系が連なり、山麓から東に伸びる丘陵は高低差が少なく、東西に貫流する河川流域が広大な水田地帯を形成しています。

地質は、沖積泥炭地が分布し火山灰土壌が多く、耕地のほとんどは植壤土で酸性度の強い土壌となっています。

(2) 気候

本町の気候は、一年を通じて気象の変化が激しく、なかでも6月、7月には霧雨を伴った偏東風（ヤマセ）のため気温の低い状態が続き、11月から4月にかけては、北西の強い季節風が吹く曇天・降雪の日が多い、極めて寒さが厳しいのが特徴です。

気温は、平成27年の平均で約10.1℃、最低気温は−11.3℃（過去最低−15.3℃平成18年）、最高気温は35.4℃（過去最高36.2℃平成22年）を記録しています。

降水量は約1,328mm／年で夏季から秋季にかけて多く、春季は比較的少ない状況となっています。

また、積雪量は地域によりばらつきがあり、平地では40cm～1m前後、山沿い地区で2m近くの積雪となる内陸型の豪雪地帯もあります。

(3) 土地利用状況

本町の総面積は33,723haでその79.2%（26,709ha）が国有林を含めた山林・原野・その他となっています。農用地は6,411ha（19.0%）、宅地603ha（1.8%）となっています。平成22年における農家1戸当たりの農地面積は約5.3haですが、耕作放棄等により土地利用はきわめて低い状況になっています。

単位：ha

区分	総面積	田	畠	宅地	山林	原野	その他
平成12年	33,723	4,232	2,131	544	9,355	1,618	15,843
平成17年	33,723	4,221	2,243	543	9,512	1,577	15,627
平成22年	33,723	4,238	2,228	561	14,118	1,555	11,023
平成27年	33,723	4,216	2,195	603	14,066	1,554	11,089

（固定資産概要調書）

(4) 人口と世帯

平成22年の国勢調査によると本町の人口は16,759人、世帯数は5,713世帯、一世帯当たりの人員数は2.9人となっています。平成12年からの10年間で人口は約2,600人（約13%）減少しています。

世帯数も減少していますが、減少率は3.8%にとどまっています。合併直後は増えた世帯数でしたが、10年の間に合併前の水準に戻っています。

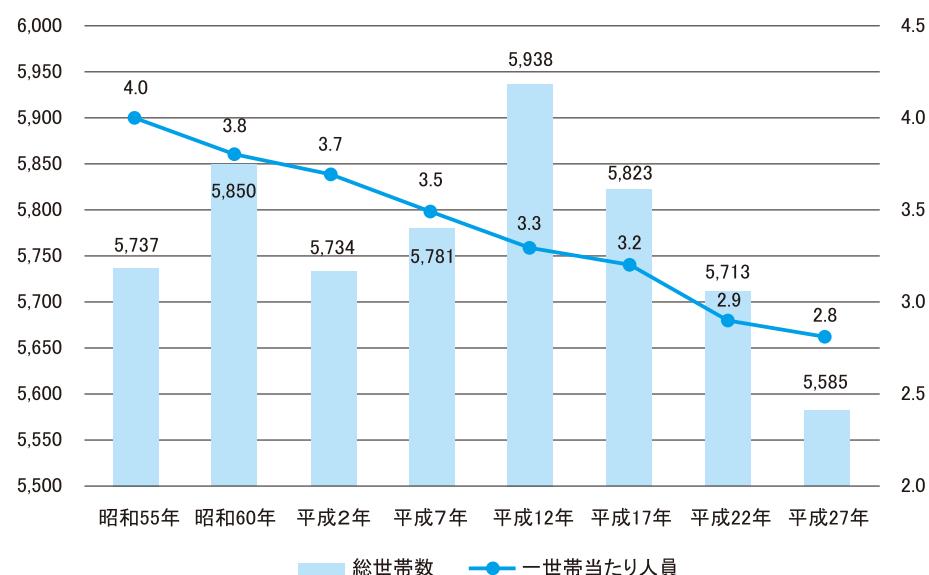
また、一世帯あたりの人員数の減少が進んでおり、昭和55年に4人家族が一般的であったのが、平成22年は3人を割り込んでいます。

これらは少子化とともに核家族化の進行や一人世帯が増えたためと考えられます。

区分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	22,707人	22,342人	21,237人	20,209人	19,357人	18,471人	16,759人	15,719人
総世帯数	5,737世帯	5,850世帯	5,734世帯	5,781世帯	5,938世帯	5,823世帯	5,713世帯	5,585世帯
一世帯当たり人員	4.0人	3.8人	3.7人	3.5人	3.3人	3.2人	2.9人	2.8人

資料：国勢調査

世帯数・1世帯当たりの人員の推移



資料：国勢調査
(平成27年 速報値)

(5) 産業

本町の産業別就業人口の推移をみると、昭和60年におよそ4割を占めた農業を中心とする第1次産業は、平成22年にはおよそ2割に減少しています。一方、昭和60年に同じく4割であった商業を中心とする第3次産業は構成比で1.4倍に増加しています。製造業を中心とする第2次産業は増加傾向にありましたが、平成10年頃に始まる長期構造不況の影響を受けて、平成17年には再び減少に転じています。

第1次産業の就業人口減少の主な要因としては、農作物の価格の低迷、農業従事者の高齢化と後継者不足、兼業化の進行などがあげられます。しかし、近年はブランド化による高付加価値農業への転換が試みられるなど、振興策の効果がみられます。

第2次産業については、景気の足踏み状態の中で企業立地が進まず、製造業、建設業の従事者の減少が続いていることが考えられます。第3次産業は商業立地が進んでいる状況から、卸・小売業、サービス業に従事する者の増加がみられます。

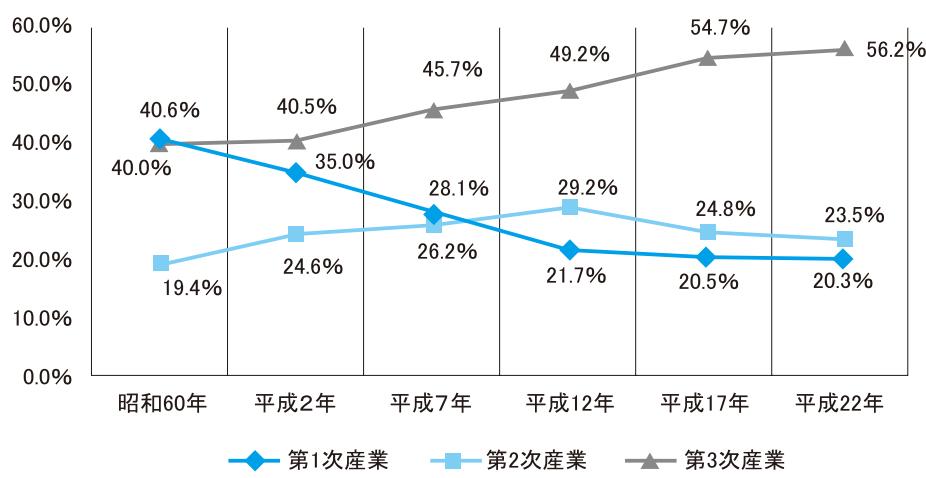
今後は整備が進む広域高速交通ネットワークを味方に、流通体制の確立や交流人口の増加等、産業全体の活性化を図ることが求められます。

産業別就業人口

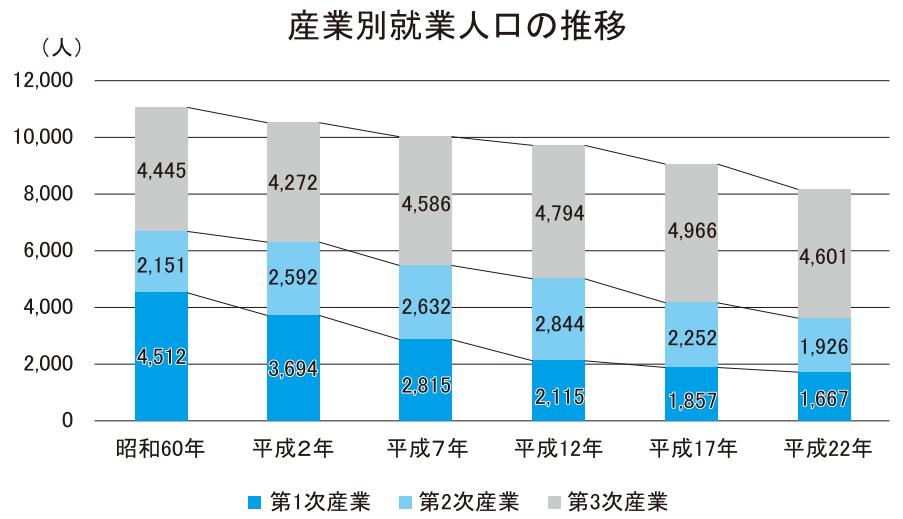
区分		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
第1次産業 (農林畜産業)	就業人口	4,512人	3,694人	2,815人	2,115人	1,857人	1,667人
	構成比	40.62%	34.99%	28.06%	21.69%	20.46%	20.34%
第2次産業 (鉱工業、建設業、製造業)	就業人口	2,151人	2,592人	2,632人	2,844人	2,252人	1,926人
	構成比	19.36%	24.55%	26.23%	29.16%	24.82%	23.51%
第3次産業 (卸・小売業、金融、サービス業)	就業人口	4,445人	4,272人	4,586人	4,794人	4,966人	4,601人
	構成比	40.02%	40.46%	45.71%	49.15%	54.72%	56.15%
合計		11,108人	10,558人	10,033人	9,753人	9,075人	8,194人

資料：国勢調査

産業別就業人口の構成比



資料：国勢調査



資料：国勢調査

(6) 産業構造の動向

本町の産業別生産額の推移をみると、平成24年の純生産総額は427億4,300万円で、平成19年に比較して17.4%減少しています。

これを産業別にみると、農業を中心とする第1次産業は生産額では2.5%減少しましたが、構成比では増加しています。

一方、製造業を中心とする第2次産業は生産額で135億円から63億円まで落ち込み（53.3%減）、構成比においても26.2%から14.8%まで減少しました。これは、長引く不況に追い打ちをかけたリーマンショック（平成20年）の影響を受けて、企業の撤退など、本町の産業構造においても急激な変化が起こったためと考えられます。

商業を中心とする第3次産業では、生産額では5%減少しましたが、構成比は15%増加しました。

このことから、七戸町の産業構造は第2次産業の落ち込みを第3次産業が支え、第1次産業の相対的役割が大きくなっていると言えます。

生産額でも構成比においても、微動はあるものの増加傾向を保ち続いている第1次産業、特に「農業」の存在価値は今後高まっていくものと思われ、その振興策が求められます。

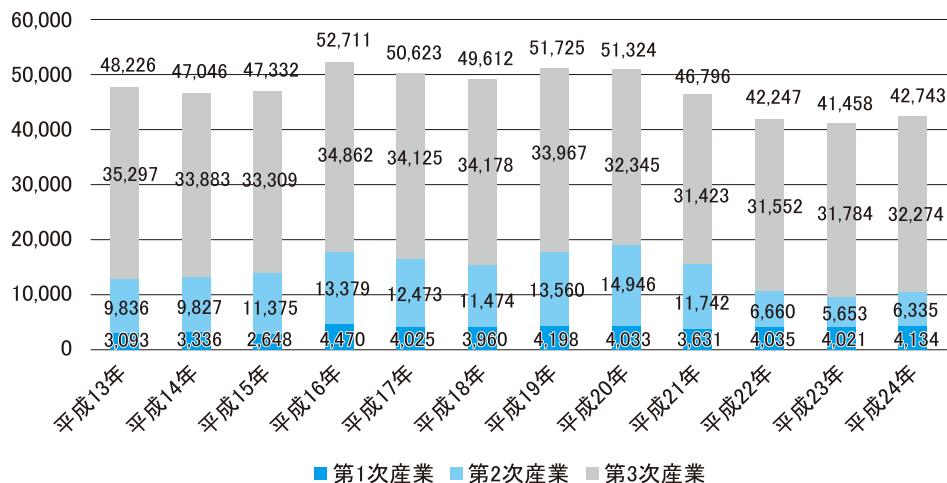
産業別純生産額

単位：百万円・%

産業別 年次	総数	第1次産業		第2次産業		第3次産業	
		実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
平成13年	48,226	3,093	6.4%	9,836	20.4%	35,297	73.2%
平成14年	47,046	3,336	7.1%	9,827	20.9%	33,883	72.0%
平成15年	47,332	2,648	5.6%	11,375	24.0%	33,309	70.4%
平成16年	52,711	4,470	8.5%	13,379	25.4%	34,862	66.1%
平成17年	50,623	4,025	8.0%	12,473	24.6%	34,125	67.4%
平成18年	49,612	3,960	8.0%	11,474	23.1%	34,178	68.9%
平成19年	51,725	4,198	8.1%	13,560	26.2%	33,967	65.7%
平成20年	51,324	4,033	7.9%	14,946	29.1%	32,345	63.0%
平成21年	46,796	3,631	7.8%	11,742	25.1%	31,423	67.1%
平成22年	42,247	4,035	9.6%	6,660	15.8%	31,552	74.7%
平成23年	41,458	4,021	9.7%	5,653	13.6%	31,784	76.7%
平成24年	42,743	4,134	9.7%	6,335	14.8%	32,274	75.5%

資料：市町村民経済計算（青森県）

産業別純生産額の推移



資料：市町村民経済計算（青森県）

3 七戸町の人口

(1) 人口の推移と動向

本町の人口の推移をみると、1960年（昭和35年）から2010年（平成22年）の50年間で11,993人（41.7%）の減少となっています。1975年から1980年の5年間で24人（0.1%）の微増に転じたことがありましたが、1985年から2005年までは5年間毎に約4%台での減少で推移してきました。しかし、2005年から2010年の5年間では9.3%の減少となり、最近の減少率は大幅に拡大しました。

本町における人口減少の主たる原因是他の地方都市と同様に出生率の低下と若年層の流出があり、この人口減少問題は当町の喫緊の課題であるだけでなく、国内全体の深刻な問題となっています。

区分	1960年 (昭和35年)		1965年 (昭和40年)		1970年 (昭和45年)		1975年 (昭和50年)		1980年 (昭和55年)	
	実数	人	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	28,752	25,084	△ 12.8	23,970	△ 4.4	22,683	△ 5.4	22,707	0.1	
0歳～14歳	11,381	8,718	△ 23.4	6,884	△ 21.0	5,857	△ 14.9	5,512	△ 5.9	
15歳～64歳	16,002	14,979	△ 6.4	15,459	3.2	14,928	△ 3.4	14,823	△ 0.7	
うち15歳～29歳(a)	6,622	5,492	△ 17.1	5,688	3.6	5,317	△ 6.5	4,629	△ 12.9	
65歳以上(b)	1,369	1,387	1.3	1,627	17.3	1,898	16.7	2,372	25.0	
(a)/総数 若者比率(%)	23.0	21.9	-	23.7	-	23.4	-	20.4	-	
(b)/総数 高齢者比率(%)	4.8	5.5	-	6.8	-	8.4	-	10.4	-	

区分	1985年 (昭和60年)		1990年 (平成2年)		1995年 (平成7年)		2000年 (平成12年)		2005年 (平成17年)	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	22,342	△ 1.6	21,237	△ 4.9	20,209	△ 4.8	19,357	△ 4.2	18,471	△ 4.6
0歳～14歳	5,046	△ 8.5	4,144	△ 17.9	3,280	△ 20.8	2,676	△ 18.4	2,317	△ 13.4
15歳～64歳	14,533	△ 2.0	13,777	△ 5.2	12,960	△ 5.9	12,099	△ 6.6	11,261	△ 6.9
うち15歳～29歳(a)	3,791	△ 18.1	3,387	△ 10.7	3,303	△ 2.5	3,149	△ 4.7	2,666	△ 15.3
65歳以上(b)	2,763	16.5	3,316	20.0	3,969	19.7	4,565	15.0	4,893	7.2
(a)/総数 若者比率(%)	17.0	-	15.9	-	16.3	-	16.3	-	14.5	-
(b)/総数 高齢者比率(%)	12.4	-	15.6	-	19.6	-	23.6	-	26.5	-

区分	2010年 (平成22年)	
	実数	増減率
総数	16,759	△ 9.3
0歳～14歳	1,949	△ 15.9
15歳～64歳	9,656	△ 14.3
うち15歳～29歳(a)	1,824	△ 31.6
65歳以上(b)	5,154	5.3
(a)/総数 若者比率(%)	10.9	-
(b)/総数 高齢者比率(%)	30.7	-

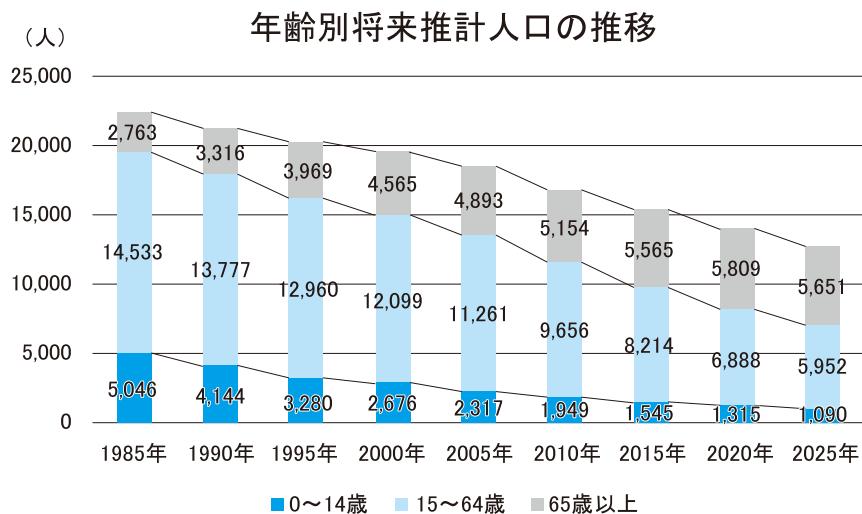
資料：国勢調査
(2000年(平成12年)年齢不詳17人)

(2) 年齢別人口の推移と将来予測

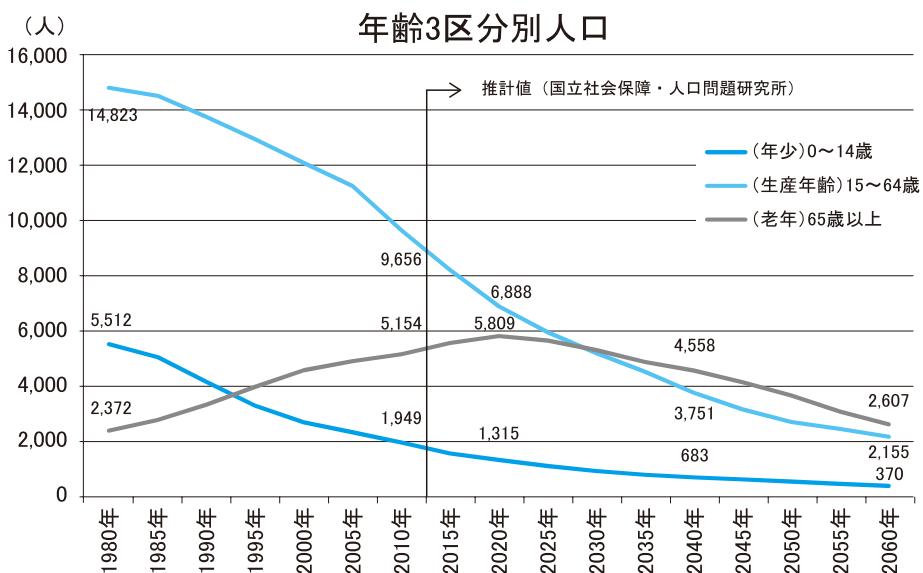
平成22年（2010年）の国勢調査結果をもとに、2025年までの年齢別人口推移を予測したのが以下のグラフです。

0歳から15歳までの子どもは1,949人から44.1%減の1,090人に、15歳から64歳までの生産年齢人口は9,656人から38.4%減の5,952人に、65歳以上の高齢者人口は5,154人から9.6%増の5,651人に、総人口で16,759人から24.3%減の12,693人に減少すると予測されています。

この現象は、全国の地方都市に共通して見られるものですが、将来の七戸町を豊かにするためには、子どもを産み育てる環境の整備、産業を支える若者の定着、高齢者の生活に配慮した政策が求められます。



資料：2005年～2010年（国勢調査）/ 2015年以降（国立社会保障・人口問題研究所推計）



資料：1980年～2010年（国勢調査）/ 2015年以降（国立社会保障・人口問題研究所推計）

(3) 人口構成の推移と将来予測

2010年の人口ピラミッドを見ると、最も多い年齢層が55歳から64歳となっており、既に年少人口や生産年齢人口が減少してきている様子が見られます。

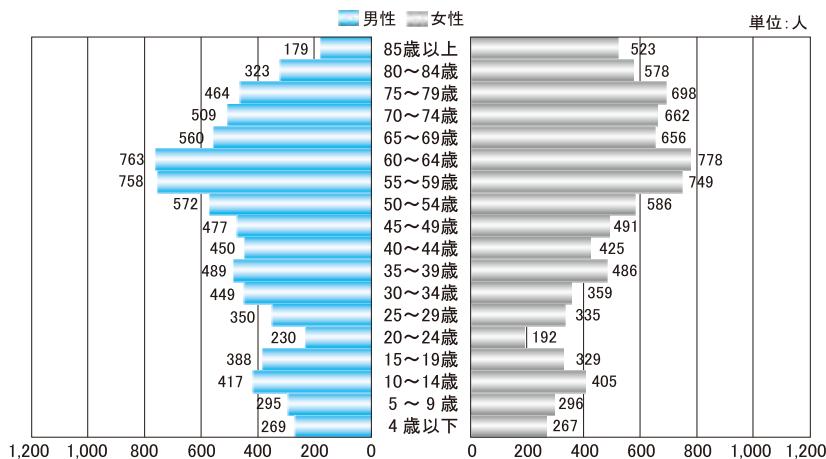
2040年には85歳以上の年齢層が突出して多く、54歳以下の5歳階級では男女各100人台となってしまう“T字”のような非常にバランスの悪い人口構成になることが推計されています。

2040年の人口ピラミッドを見ると、2040年以降もT字のまま全体的に人数が縮小していく推計となっています。

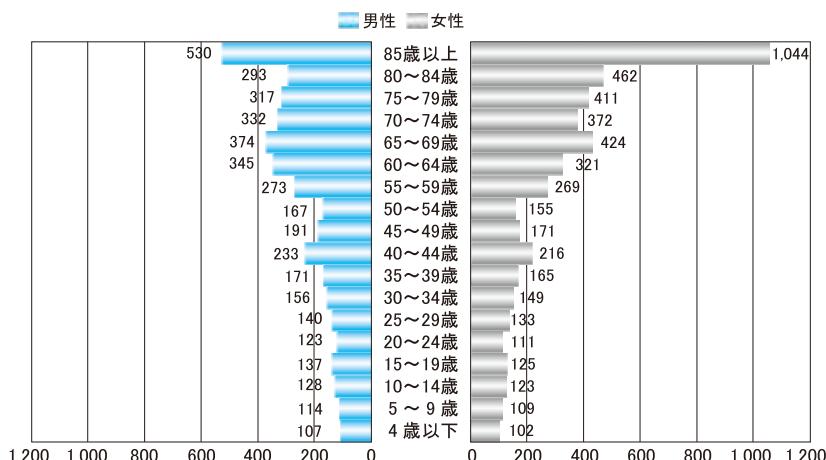
「少子化対策」に取り組むことが大きな課題であることが明らかとなりました。また、生産年齢人口の減少により、地域のサービスの低下、人材不足の状況が深刻化すると予想されます。

加えて、後期高齢者の増加により医療費・社会保障費の増大も確実となるため、これらの対策に取り組むことが重要課題となることが明らかとなりました。

2010年 人口ピラミッドグラフ



2040年 人口ピラミッドグラフ

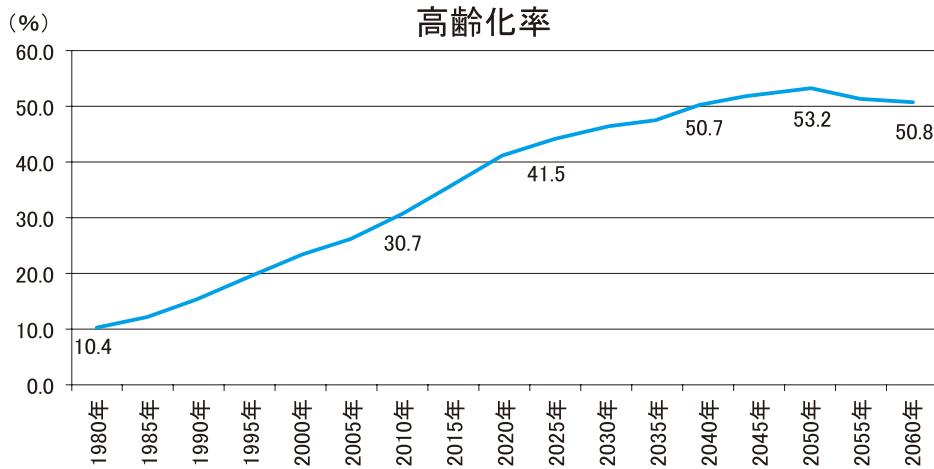


資料：2010年（国勢調査）/ 2040年（国立社会保障・人口問題研究所推計）

(4) 高齢化率の推移と将来予測

2010年に約3割だった高齢化率（総人口における65歳以上人口の割合）は、2040年には5割を超えると予想されています。

集落の高齢化率が5割を超えると「限界集落」とされていることを踏まえると、このグラフは七戸町自体が限界自治体になることを示しています。

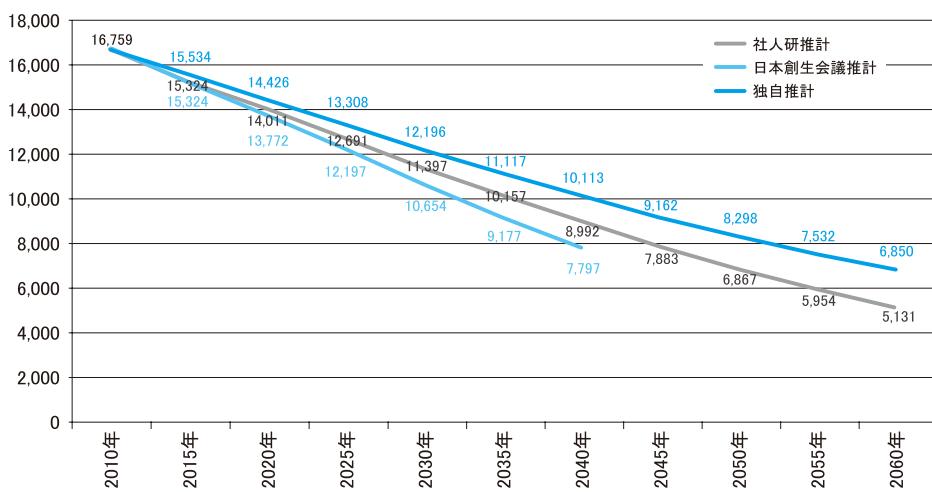


資料：1980年～2010年（国勢調査）/ 2015年以降（国立社会保障・人口問題研究所推計）

(5) 独自設定による推計

七戸町人口ビジョンでは、出生数の向上、転入者の増加、転出数の減少に総合的に取り組むことにより、本町の人口は2020年14,426人、2040年10,113人、2060年6,850人を目指すこととします。

独自推計による人口推移



第3部 町民のまちづくりへの意識

1 七戸町長期総合計画に関するアンケート調査の結果

(1) 実施期間

平成27年7月

(2) 調査方法と回収状況

調査対象 住民基本台帳より無作為抽出した20歳以上の七戸町民1,600人

配布と回収 役場より郵送配布、郵送により回収

回収数 607

回収率 37.9%

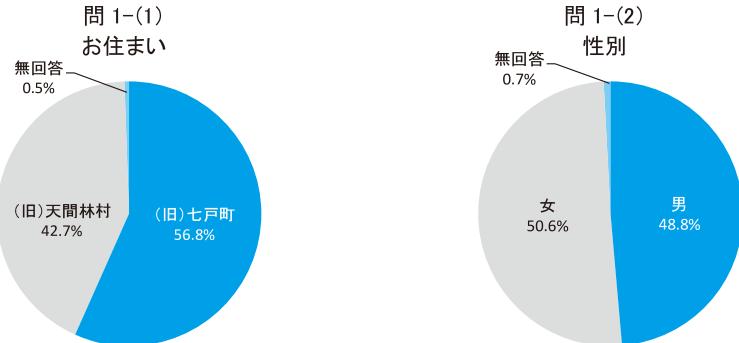
(3) 設問の構成

設問は回答者の属性（居住地、性別、年齢、職業等）のほか、①都市基盤、②産業、③健康・福祉、④生活環境、⑤教育文化、⑥連携・交流、⑦住民と行財政7分野に沿った31項目について、現状への満足度、課題の大切さ（重要度）を尋ね、5段階評価により回答を得ました。さらに、平成17年度調査結果との比較を行いました。

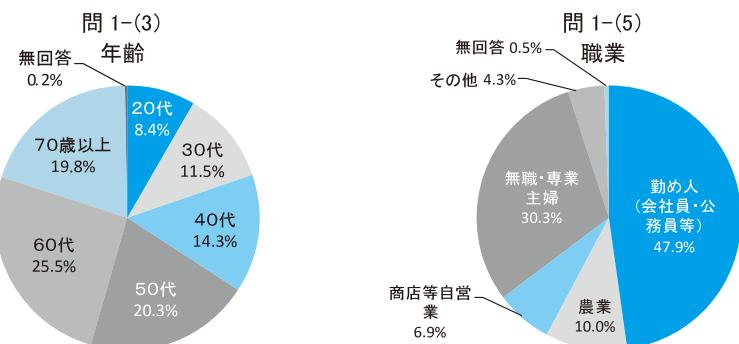
※アンケート票は参考資料に収録

<属性>

問1 回答者の6割弱は旧七戸町在住で、男女比はほぼ同数でした。



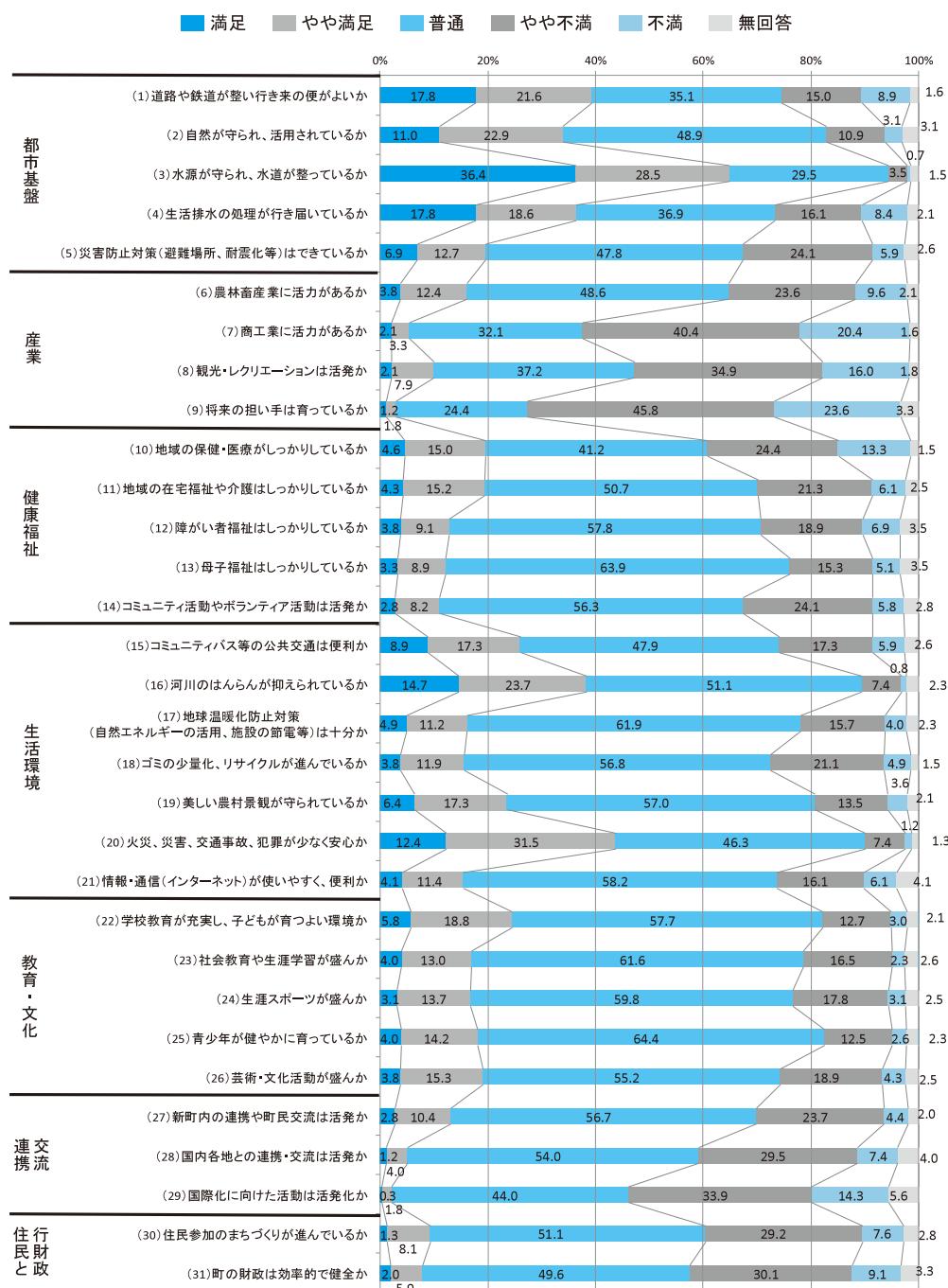
60代以上で半数弱を占めています。勤め人が半数弱と多く、3割が無職または専業主婦でした。



(4) 町の現状への「満足度」比較（問2）

7つの分野、31項目で現状の満足度を聞いたところ、「都市基盤」、「生活環境」分野の満足度が高く、「連携・交流」、「住民・行財政」分野の満足度は低い結果が出ました。

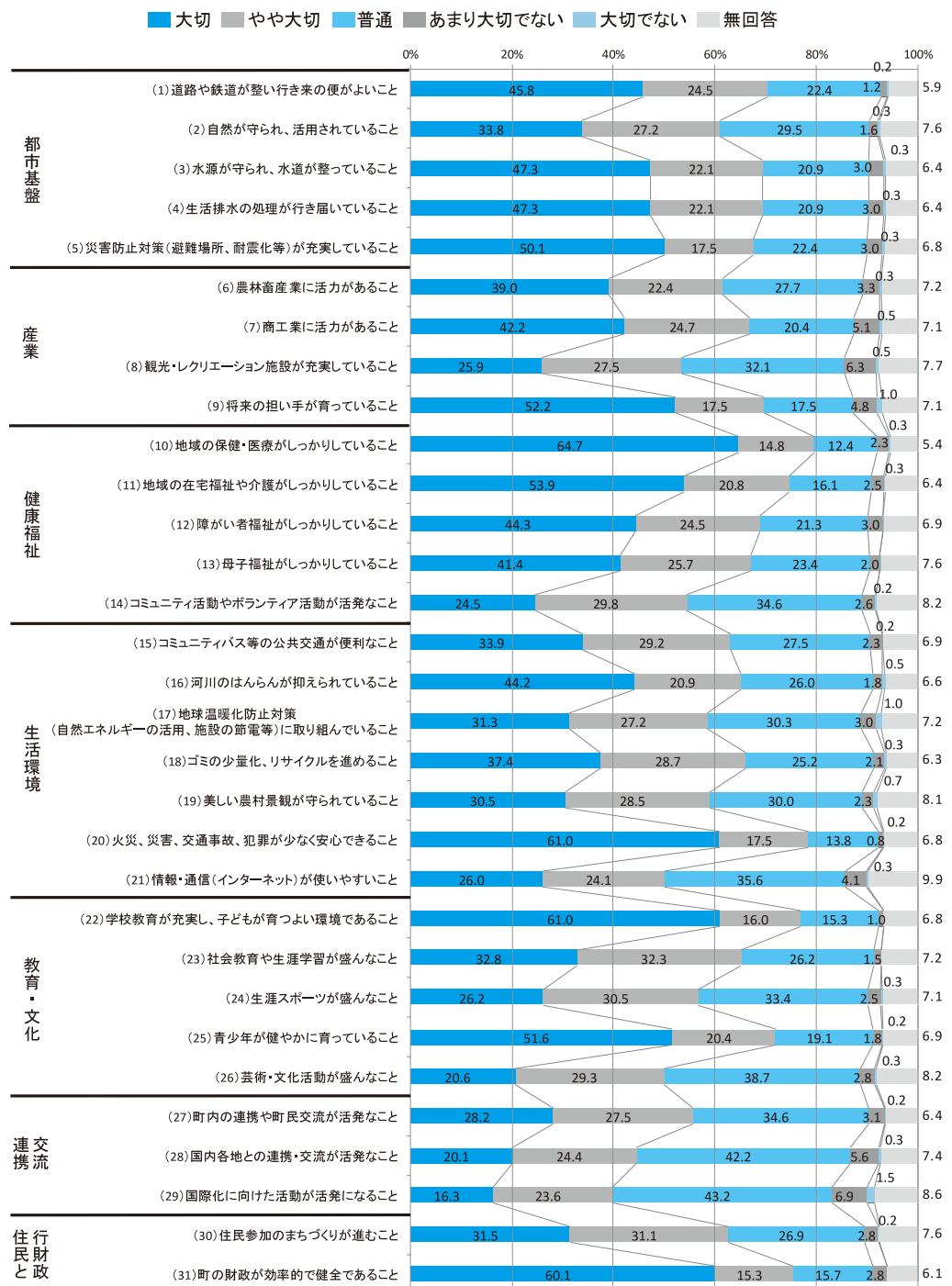
問2 町の現状への「満足度」について



(5) 町の将来への「重要度」比較（問3）

同様に、7分野31項目ごとに大切さ、将来への重要度を聞いたところ、「都市基盤」、「産業」、「健康福祉」分野を重要と答えた割合が多い結果となりました。

問3 幕らしの課題の「大切さ」「重要性」について



(6) 各項目の平均点比較

7つの分野、31項目の5段階評価の平均点を比較してみました。平均点が5に近いほど高い評価を示しています。

満足度も重要度も高い項目は、重要と思うことが施策に反映され、評価されていると見ることができます。

満足度が低く、重要度が高い項目は、住民が重要視しているにもかかわらず、不満の多い項目で、なんらかの対策を講じる必要のある項目と見ることができます。

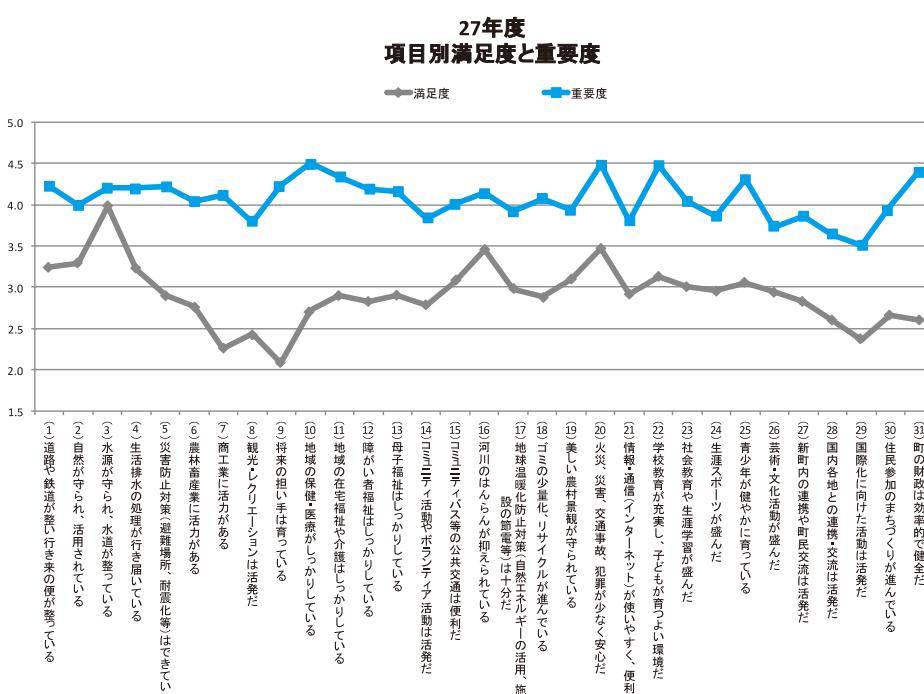
<満足度>

町民は「水源が守られ、水道が整っている」、「火災、災害、交通事故、犯罪が少なく安心」、「河川のはんらんが抑えられている」ことには満足しています。

「観光・レクリエーション」、「国際化に向けた活動」、「商工業の活力」では満足度は低く、「将来の担い手は育っているか」にはあまり満足していません。

<重要度>

町民は「地域の保健・医療」、「火災、災害、交通事故、犯罪が少ないこと」、「学校教育の充実と、子どもが育つよい環境」を重要と捉えています。

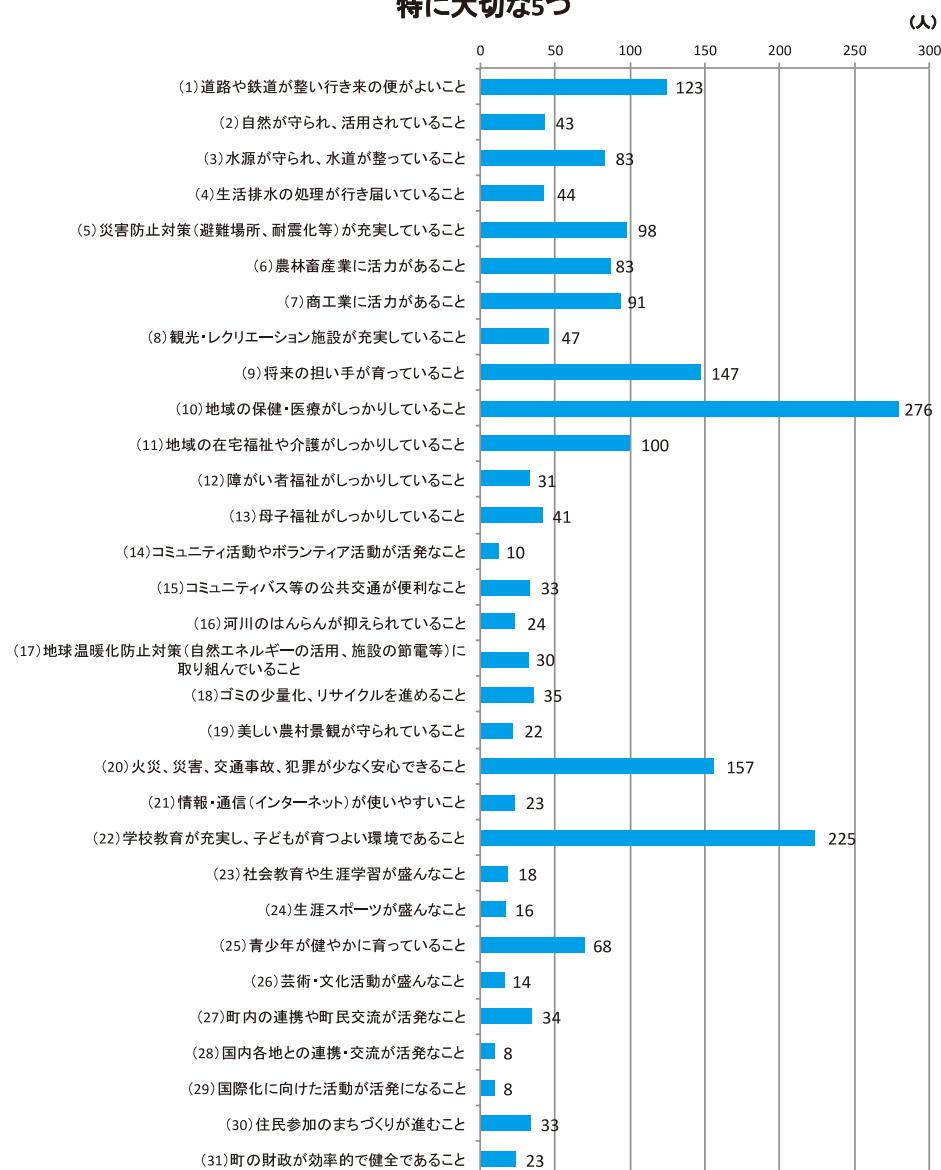


(7) 各項目のなかで特に大切な5つ

7つの分野、31項目のなかで、特に大切だと思う5項目を選んでもらいました。

その結果、「地域の保健・医療」、「学校教育の充実と、子どもが育つよい環境」「火災、災害、交通事故、犯罪が少ないとこと」、「将来の担い手が育っていること」、「道路や鉄道が整い便利なこと」が大切という項目が際立っていました。

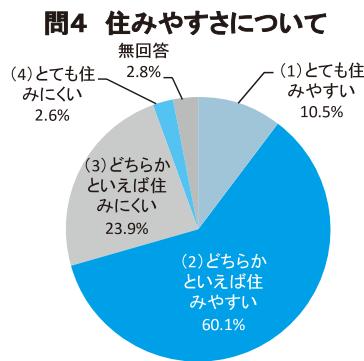
**問3 暮らしの課題の「大切さ」「重要性」について
特に大切な5つ**



(8) 住みやすい七戸町について（問4）

七戸町は住みやすいかを聞きました。

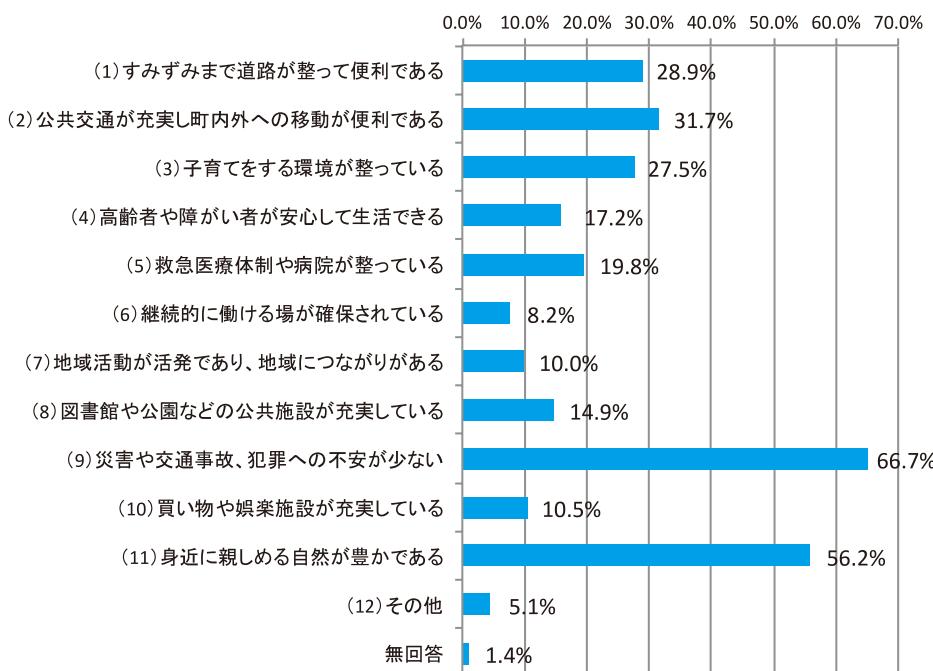
1割の人は「とても」、6割の人が「どちらかといえば」住みやすいと答えました。



住みやすい理由（問5）

七戸町が住みやすいと答えた人は、その主な理由として「災害や交通事故、犯罪への不安が少なく」、「身近に親しめる自然が豊かである」からと答えています。

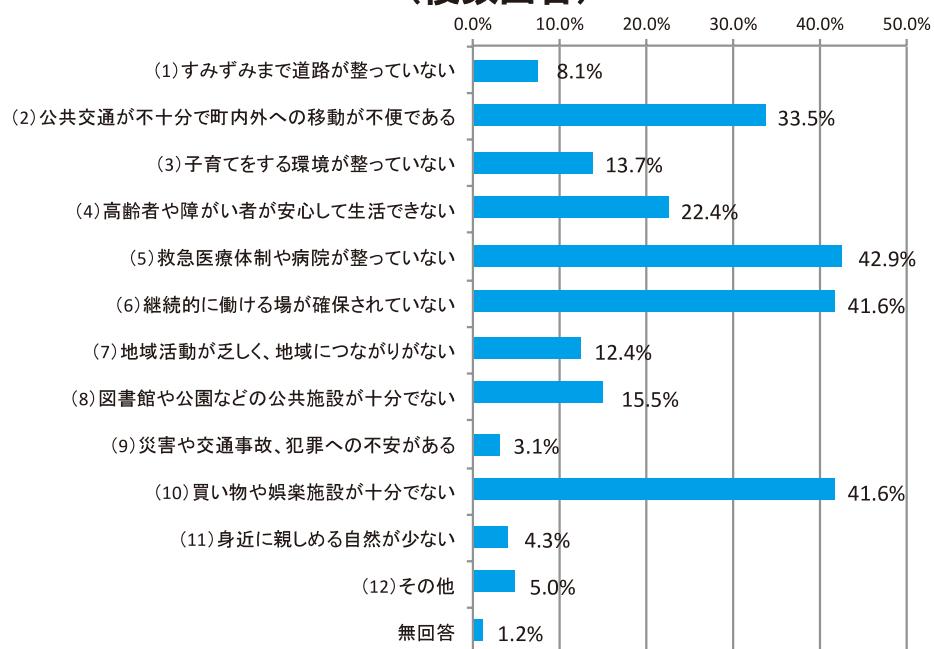
問5 住みやすい理由 (複数回答)



住みにくい理由（問6）

反対に「住みにくい」と答えた人は、その主な理由を「救急医療体制や病院が整っていない」、「継続的に働ける場が確保されていない」、「買い物や娯楽施設が十分でない」、「公共交通が不十分で移動に不便だ」からと答えています。

問6 住みにくい理由 (複数回答)



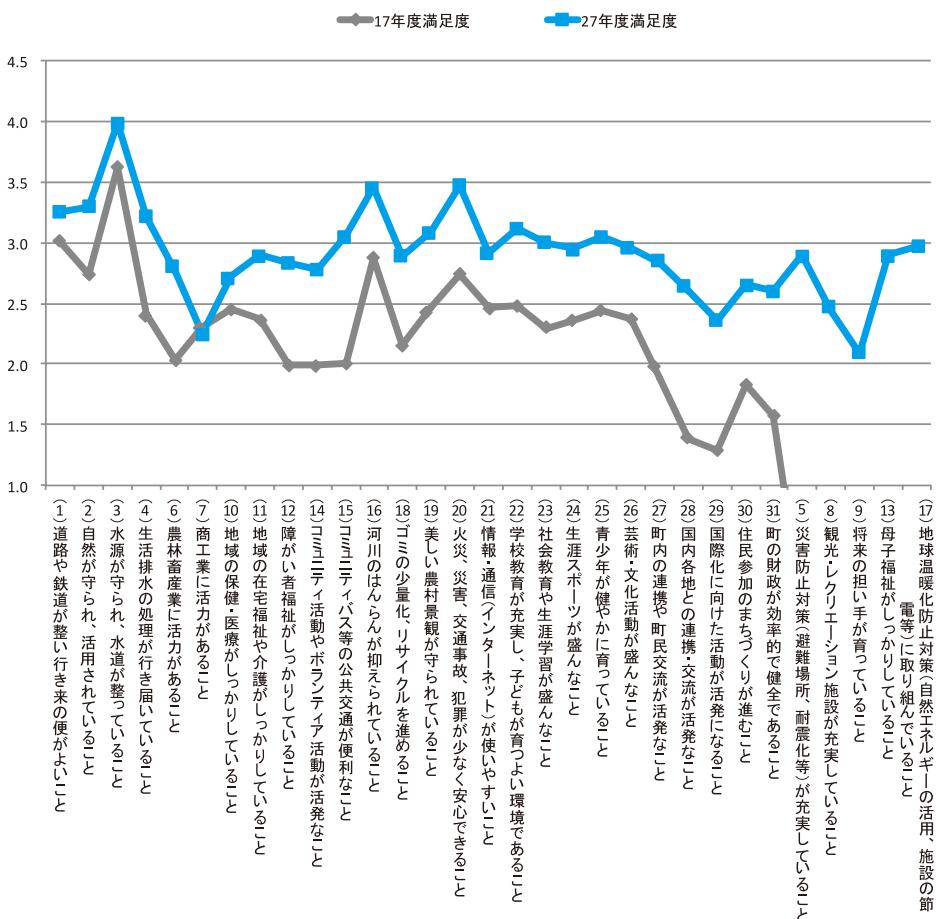
(9) 平成17年度調査との各項目の満足度比較

平成17年度に実施した町民意識アンケートの結果と、今回の結果を比較しました。

満足度においては、「水源・水道」は10年前と同様高く、そのほかの項目も上がっていましたが、「商工業の活力」の満足度は10年前より下がっていました。

※(5)(8)(9)(13)(17)は17年度調査にはありませんでした。

**27年度
項目別満足度の比較**



II

基本構想

第1部 七戸町の将来像

第2部 まちづくりの基本的な施策
(施策の大綱)

第1部 七戸町の将来像

1 基本的な考え方

序論では、七戸町の概況と特性を確認しました。そして、町民の暮らしにおける実感と将来に向けての意向調査を解析しました。

新計画においては、それらを念頭に置きながら、七戸町の将来像を描き、まちづくりの方向性を明らかにします。そして、合併時に策定された『新町建設計画』の基本方針を最大限尊重した基本理念と基本目標を示します。併せて、平成27年度から平成31年度までの七戸町総合戦略として策定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が連動できる計画とします。

(1) 基本理念

私たちは、暮らしの中に潤いが実感できる魅力と活力があふれる七戸町をめざします。

私たちは、豊かな自然や個性あふれる歴史と文化を守り、次世代に継承しながら、誇れる「ふるさと」となることをめざします。

私たちは、訪れる人たちに魅力あふれる七戸らしさとあたたかい思いやりを提供できることをめざします。

(2) 基本目標

豊かな自然のもと、連綿と受け継がれてきた多彩な産業や歴史、教育・文化を礎に、21世紀にふさわしい、地域の個性を活かした七戸町、心やさしく、人情と活力あふれる七戸町を創造するため、次のような基本目標を掲げます。

『潤いと彩りあふれる田園文化都市をめざして』

II

基本構想

うるお いろど でんえんぶんか とし
潤いと彩りあふれる田園文化都市をめざして



うるお
潤い

——人にやさしく、協調性に富んだ人情あふれるまちづくり
潤いは「心のゆとり」「心の豊かさ」を意味しています。心にゆとりを持つことで、心の豊かさを生み出し、人と自然にやさしく、協調性（=力を合わせ）と人情（=思いやり）あふれる七戸町とすることを目標としています。



いろど
彩りあふれる

——多彩な産業と歴史・文化の融合を図った、新たなまちづくり
彩りは、「様々な取り合わせ」を意味しています。七戸町の多彩な産業と資源の取り合わせ、古くから引き継がれてきた多彩な歴史、教育・文化の彩りを融合させて、21世紀にふさわしい活力あふれる（彩りあふれる）七戸町とすることを目標としています。



でんえんぶんか とし
田園文化都市

——豊かな自然を活かした、可能性あふれるまちづくり
豊かな大地からの恵みを受け、風土に根ざした心と文化を育むまちづくりと、将来の発展の可能性に満ちた七戸町とすることを目標としています。

2 将来像を実現するための基本方針

基本方針は、七戸町の将来像に向けて掲げた「基本理念」と「基本目標」を受け、これからまちづくりを進めるための大きなテーマであり、今後10年間（平成37年度まで）施策の指針となるものです。

(1) 地域連携型のまちづくり

環境・生活・産業等の総合的な視点から利便性に優れた交通基盤の整備等、町内外が広く連携しやすいまちづくりを推進します。個々の地域的特性や資源を活かし、それらが広域的かつ複線的アプローチから連携することによって、より大きな効果と発展が持続的に得られることをめざします。

(2) 地域経済自立型のまちづくり

農林畜産業を柱とした^{*}アグリビジネスによる、産業振興と観光・交流型産業の振興を図ります。新たな産業創出への支援や起業・創業への支援など、新たな産業の開発と構築によって地域経済の自立ができるまちづくりをめざします。

(3) 住民参加型のまちづくり

心豊かに安全に安心して暮らせる健康・福祉の充実と、地域への愛着を育む教育や地域の伝統文化の継承等の環境整備を推進します。住民・企業・行政のパートナーシップ（協働・連携）による、住民が積極的に参加できるまちづくりをめざします。

※「アグリビジネス (agribusiness)」の定義
アグリビジネスとは、1957年にJ.H.DavisとR.A.GoldbergがA Concept of Agribusinessにおいて規定している。農業資材供給部門、農業生産部門、農産物の貯蔵・流通・加工部門がこれに含まれる。

本計画では農村生産に加え、加工・流通や都市との交流まで合わせた複合的産業（6次産業）とした。

第2部 まちづくりの基本的施策（施策の大綱）

第1章

快適で彩りあふれるまちづくり (都市基盤の整備)

めざす方向

効率の良い土地利用と災害時にも安心なライフラインの実現

1 効率的な土地利用と交通ネットワークの整備

地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、総合的かつ計画的な土地利用を推進します。

また、駅周辺地域の更なる活性化をめざし、当該地の有効な土地利用を検討します。

地域発展にとって重要な社会資本である道路網の整備拡充を推進します。

近隣市町村との連携を強化し、公共施設等基盤施設の計画的な整備を図ります。

2 自然災害の防止と環境保全

東日本大震災や集中豪雨の教訓を活かし、住民の安全を第一に、大規模災害の発生に備え、急傾斜地や河川の災害防止対策を推進します。

町民の飲用水の水源であり、貴重な動植物の生息地となっている森林の環境保全に努めます。

3 安心・安全な水の供給と汚水処理

八甲田山系に水源を発し、町民の誇りとなっている水道水を災害時も安定的に供給するため、水道施設の整備を促進します。

汚水処理施設の整備を計画的に推進し、生活雑排水の適切な処理のため、下水道への加入促進及び合併処理浄化槽の設置を推進します。

第2章

活力あふれる産業のまちづくり (産業の振興)

めざす方向

生産性の高い農業と観光交流型産業が牽引するまちづくりの実現

1 農林畜産業の振興

農業者の資質向上や、生産組織育成に取り組み、意欲的な農業者を積極的に支援します。また、認定農業者制度を利用した規模拡大や農業機械の導入を進め、農業生産の基盤整備を推進します。

環境保全型農業への取り組みを進め、安心・安全な農産物の生産技術の確立をめざします。

農産物加工品の高付加価値化を進め、販売流通体制の強化を図ります。

豊かな森は七戸町の誇りです。森林の荒廃を防ぐため、除間伐や下草刈りを進め、間伐材や集成材の利用を支援します。併せて、林道等の基盤整備を進めます。

畜産では、七戸産肉用牛の品質向上を図り、畜産経営の安定化を支援します。

農業、林業、畜産業すべてにおいて、後継者と中核的担い手の育成を支援します。

2 商工業の振興

誰にでも買い物しやすい商店街の整備を推進します。既存商店街、店舗の現状と将来像を把握し、活性化を推進します。

関係機関と連携し、空き店舗情報の発信や相談等、新規創業、起業へのきめ細かな支援体制を整備します。

地場産業育成のため、融資制度の活用や技術者の育成・確保を支援します。

土地利用計画に沿った工業用地の確保を図り、県内外からの企業誘致を積極的に進めます。

3 観光・交流型産業の振興

新幹線開業を契機に観光客を中心とした交流人口が増えていることから、マーケティングの視点に立った観光動向調査を実施して、新しい施策を展開します。また、民間の観光・交流型ビジネスの起業を支援します。

新幹線七戸十和田駅、道の駅周辺を「七戸町の顔」と位置づけ、町内観光ルートを整備し、観光客の滞留時間の増加を図ります。

また、年々増えている外国人観光客のためのホスピタリティを重視した対策や活動を支援します。

II

基本構想

「道の駅しづのへ」・「東八甲田家族旅行村」を拠点とした交流体験、自然体験等、滞在型観光商品の開発と運営を支援します。

地域のまつり・イベントを観光資源として支援するとともに、郷土愛の醸成機会としてその運営を支援します。

冬期間の滞在型観光を推進します。



しづのへ産直 七彩館

第3章

心豊かに安心して暮らせるまちづくり (健康・福祉の充実)

めざす方向

安心と安全のネットワークで築く、生きがいのある暮らしの実現

1 地域医療サービス体制の整備

青森県は全国一の短命県です。町民が病気になったとき、十分な医療サービスを受けることができるよう、近隣市町村との連携を図りながら、公立七戸病院の医療施設の充実と医師確保に努めます。

公立七戸病院、個人医院、診療所を効率的に活用した医療、保健、福祉の一体的なサービスの提供を推進します。

2 保健・福祉ネットワークの確立

少子高齢化、核家族化の進展により家庭環境が複雑化、生活習慣に起因する、がん、心臓病、糖尿病に加え、精神的な病気も増加しています。

このため、生活習慣病予防、介護予防、心の健康対策に、住民と行政が一体となって取り組むネットワークづくりを推進します。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、地域で支えあう保健・医療・福祉の包括的なケア体制の構築を推進します。

3 子ども・子育て支援の充実

少子化、核家族化が進み、地域のつながりが希薄になるなか、地域の子育て力が低下しています。子どもは地域の宝です。家庭と地域、すべての関係機関が協力して健やかに育つ環境づくりを推進します。

妊娠初期から出産、育児まで母親の悩みを聞き、子育てや生活への不安の解消を図り、母と子の支援体制を整備します。

また、働く親のワーク・ライフ・バランスの実現支援のため、事業所への協力を呼びかけるなど、子育て支援制度の普及促進に努めます。

4 支えあうセーフティネットの構築（※社会的包摂の推進）

高齢者や障がい者、経済的困窮や健康、介護等、日常生活に不安や困難を抱える人が増えています。その困難の原因是一つではなく、複雑に絡み合っている場合が多いことから、一人ひとりの生活、健康、就労等のワンストップ支援体制を整備します。

※社会的包摂

社会的排除の反対語（ソーシャル インクルージョン）。病気や貧困等、生活にさまざまな困難を抱えた人を排除しないで包み込もうという考え方。さらには、そういう人たちを地域社会で孤立させないよう心を配る活動。

*コミュニティ活動
町内会等、地域社会の
なかの小さなまとまりで
行う活動。

5 多様なコミュニティの活動支援

自分のことを自分で「自助」が基本となります。日常生活圏の拡大、生活様式、価値観の多様化により、住民の地域での連帯感が薄れつつあります。しかし、東日本大震災以降、地域の安全と安心を守るには地域の「互助」の力が大切だと再認識されました。

そこで、日頃から地域の人と人がつながる*コミュニティ活動への参加と活動を支援します。また、それらの活動の拠点となる総合的な施設の整備を推進します。



「消防職員天間林出身者の会」による高齢者一人暮らし世帯除雪活動

第4章

自然と調和のとれた快適なまちづくり (生活環境の保全と整備)

めざす方向

暮らしやすさを実感できる文化的で快適なまちの実現

1 良好的な定住環境の整備

核家族化、単身化の進展に伴い、住民の住宅ニーズも多様化しています。

人口の減少が続くなか、良好な住環境の提供は、定住に欠かせない条件でもあります。住民のニーズに合わせて住宅の計画的な建て替えを推進します。

また、住宅環境の整備にあたって、民間の活力を活かす方策を検討します。

2 水源と河川の環境保全

「七戸町の安全でおいしい水」の水源を守るために、水源涵養林の保全活動を町民と一緒に推進します。さらに、町内を流れる中小河川の環境保全を推進します。

3 公共交通の充実

高齢化が進み、運転免許を返納した高齢者が新たな交通弱者となることが懸念されます。町民の足の確保のため、コミュニティバスの運行経路やバス停の見直し等、ニーズに合わせた運行形態の改善を推進します。

また、新幹線利用客や観光客のニーズに対応した、駅を拠点とする二次交通の利便性向上を図ります。

4 環境意識の向上

世界で地球温暖化防止が叫ばれ、青森県にも二酸化炭素削減の目標設定が課せられています。七戸町においても、3R（ゴミを出さない、再利用、再資源化）の啓発により、家庭からの温暖化防止対策を推進します。

また、省エネルギー対策や自然エネルギー、再生可能エネルギーへの取り組みも、積極的に推進します。

5 個性ある町並みの形成

町民の誇りである歴史的建造物や、美しい町並み、自然の造形を後世に残すため、町民と協力しながら個性ある景観の保存に努めます。

また、地域住民との協働により、身近な公園等公共空間の緑化と美化を推進します。

6 安全・安心なまちづくり

東日本大震災を契機に、地域防災の必要性が高まっています。地域の実情に即した防災計画により、ハザードマップの見直し及び掲載情報の周知やコミュニティを活かした消防・防災ネットワークの構築を図ります。

総合防災訓練をはじめ、各種訓練の実施等、命を守る防災教育を推進します。

消防団組織の活性化と、消防、救急体制の近代化を推進します。

7 情報・通信の整備

社会保障・税番号制度（マイナンバー）及び最新システム導入に合わせた自治体クラウド導入を推進し、ＩＣＴ（情報通信技術）利活用による住民サービスの利便性向上と、情報通信基盤の未整備地区に対する整備を推進します。

また、情報の適正管理や不正アクセス等への対策を担う人材育成を推進します。

第5章 豊かな心と文化を育むまちづくり (教育・文化の充実)

めざす方向

生きる力を育む教育の実現と、地域の歴史と文化を未来に伝える

1 心を育む教育環境の整備

幼児期は、「生きる力」や「豊かな心」を育む、人間形成にとって最も大切な時期です。幼児期に良質な教育を受けられる環境を整備します。

また、学童期における子どもの育ちの連続性を確保するため、認定こども園と小学校の連携を推進します。

子ども達の学力向上と国際化社会にも対応できる人間を育てるため、学校の教育機器や設備の整備を推進します。また、学習面をサポートする人材のほか、子どもの心の健康をサポートする人材の確保に努めます。

2 生涯学習の充実

余暇時間の増加に伴い、心の豊かさや健康を求めて生涯学習への意欲を持つ人が増えています。また、学習内容の希望も多岐にわたっています。

町民の学習意欲に応えるため、提供する内容の充実と公民館、図書館等学習拠点となる施設や機器設備の整備を推進します。

3 生涯スポーツの振興

子どもから高齢者まで、誰もがそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じて、スポーツを楽しめる機会の提供やスポーツ活動の拠点整備を図り、健康づくりの促進とスポーツ競技力の向上に努めます。

スポーツ少年団や体育協会等のスポーツ団体の支援体制を強化し、スポーツ活動を推進する人材の育成に努めます。

4 青少年の健全育成

次代を担う青少年が心身ともに健康で安全に成長できるよう、家庭と学校、地域社会が連携して地域のなかに子どもの居場所をつくる活動を支援します。

子どもの「ふるさとを愛する心」を育てる活動、スポーツや芸術の才能を伸ばす活動、生きづらさを抱えた心に寄り添う活動等を支援します。

5 地域の文化の継承と発信

この町に暮らす喜びと誇りを、世代を越えて共有するため、地域の祭りや芸能の継承と保護に努め、個性ある地域づくり活動を支援します。

また、貴重な遺跡や史跡の保存、動植物の保護活動を通して、国内外にその価値を示す情報発信と資料展示施設の整備を推進します。



国指定史跡 ニツ森貝塚

第6章

人や地域のつながりが広がるまちづくり (連携・交流の促進)

めざす方向

「おもてなし」の心と絆の力で人と地域と世界がつながる
交流社会の実現

1 町内・県内・国内交流の促進

新幹線開業により、町を訪れる交流人口が増えました。観光で七戸町を訪れる人への「おもてなし」を推進するためのプログラムを開発、イベントや文化交流、スポーツ大会等で訪れる県内外の人との交流を促進します。

町内では、伝統芸能、歴史文化を継承するための世代間交流を推進します。また、公共施設のネットワーク化を図り、町民の生涯学習活動を支援します。

これらの活動が継続して行われるよう、インターネットを利用した連携・交流活動を推進します。

2 国際交流の推進

これからの中長期社会を生きる子ども達にとって、異文化を正しく理解することはとても重要です。国際的視野を身につけるためにも、就学前からの外国語教育、小中学校における外国人とのコミュニケーション交流体験、異文化に直接触れる海外派遣事業を推進します。

また、近年増加している外国人観光客のニーズに対応するための多様な活動を支援します。

II

基本構想

第7章

持続可能なまちづくり (住民参加と行財政改革)

めざす方向

信頼関係を築いて未来を創る「協働のまちづくり」の実現

1 協働のまちづくり

国の資金が一括で配分されるようになり、自治体はその使い道を自分達で決めなければなりません。自治体自らが、人口減少や少子高齢化、社会環境の多様化に対応する施策を施行していくことになります。

そのため、行政と地域住民が役割分担を見直し、協力し合う「協働」によるまちづくりが重要となります。

併せて、まちづくり出前座談会の活用等を通して、住民が主体となって行う地域づくりを支援します。

2 個人情報保護と危機管理体制の整備

社会保障・税番号制度（マイナンバー）の開始により、個人情報の管理はますます重要になっています。一方で、災害時の安否確認等、地域で共有したい情報もあります。

住民との信頼関係を築きながら、個人情報を保護します。

また、高度化する情報ネットワークシステムの運用に対応する人材の育成を図り、公平・公正、確実な自治体業務を推進します。

3 行財政改革の推進

行政の効率化と充実を図るため、行政評価の視点から常に政策の見直し、点検を行います。そして、職員の資質の向上、専門職員の確保、公共施設のより効率的な利用を推進します。

今後整備が必要とされる公共施設は、利便性に配慮した配置と将来的な適正規模を検討の上、計画します。

厳しい財政のなかで、行政と地域住民の信頼関係を築くため、積極的な情報公開を推進します。

持続可能な住民サービス提供のため、近隣市町村との広域連携を含む広い視野に立って、計画的に事業を推進します。

III

基本計画

第1章 快適で彩りあふれるまちづくり

(都市基盤の整備)

第2章 活力あふれる産業のまちづくり

(産業の振興)

第3章 心豊かに安心して暮らせるまちづくり

(健康・福祉の充実)

第4章 自然と調和のとれた快適なまちづくり

(生活環境の保全と整備)

第5章 豊かな心と文化を育むまちづくり

(教育・文化の充実)

第6章 人や地域のつながりが広がるまちづくり

(連携・交流の促進)

第7章 持続可能なまちづくり

(住民参加と行財政改革)

めざす方向

効率の良い土地利用と災害時にも安心なライフラインの実現

1. 効率的な土地利用と交通ネットワークの整備
2. 自然災害の防止と環境保全
3. 安心・安全な水の供給と汚水処理

1 効率的な土地利用と交通ネットワークの整備

現況と課題

土地利用と道路の現況

本町は東北新幹線七戸十和田駅開業により、鉄道と道路の大動脈を有する県内有数の交通の要衝となりました。この利点を最大に活かして効率的な土地利用を推進する必要があります。

道路状況は、青森市と県南地方を南北に結ぶ大動脈一般国道4号及び国道4号七戸バイパスを軸に、みちのく有料道路と津軽・南部生活圏を結び、県土を横断する国道394号が交わる重要な拠点です。また、主要地方道八戸野辺地線及び三沢七戸線のほか一般県道3路線が補完する形で本町に配置されています。これらの路線を骨格として町道が連結され幹線道路網を形成しています。

町道は、780路線、総延長574.2kmあり、そのうち1級町道31路線、2級町道50路線が幹線道路をなし、町内主要集落への連絡道として配置され総延長は164.7kmとなっています。

幹線道路の整備状況は、全体を見ると改良率が87.2%、舗装率91.6%となっています。しかしながら、幹線以外の町道には未整備の生活道路が多く、改良率40.3%、舗装率42.9%と低いことから地域発展の障害となっており、重要な社会資本である道路網のきめ細かな整備拡充をさらに図っていく必要があります。

さらに、道路や橋梁など社会資本ストックの老朽化に対応し、維持管理や更新による長寿命化を図ることも検討しなければなりません。また、東北新幹線七戸十和田駅へのアクセス向上や観光・医療・経済を含めた地域の発展のため、上北自動車道及び下北半島縦貫道路、国道394号榎林バイパス等の早期完成が望まれています。

冬期間の交通確保対策としては、除雪ドーザー等の更新及び歩道除雪のため小型ロータリー除雪車を更新し、除排雪体制の強化を図ってきましたが、急こう配地域ではロードヒーティングを含めた事故防止対策が必要となっています。

また、住民ニーズの多様化や急激に進む少子高齢化等から、住民参加による雪対策や防雪柵の設置等、ソフトとハード両面の方策が必要となっています。

施策の体系

- ─ 計画的な土地利用の推進
- ─ 国道、県道の整備促進
- ─ 町道の整備促進と橋梁の維持
- ─ 冬期間の交通確保の推進

(1) 計画的な土地利用の推進

- ①上位計画との整合性を保ちながら町全体の土地利用計画を策定します。
- ②新幹線駅周辺地域等、町の活性化に向けた土地の有効利用を検討します。

(2) 国道、県道の整備促進

- ①一般国道45号上北自動車道上北天間林道路及び天間林道路の整備促進を関係機関に要請します。
- ②一般国道45号上北自動車道天間林道路のインターチェンジへのアクセス道路の整備促進を図ります。
- ③一般国道45号上北自動車道天間林道路へ、中間インターチェンジの設置を要請します。
- ④国道394号榎林バイパスの整備促進を要請します。

(3) 町道の整備促進と橋梁の維持

- ①公共施設間のアクセス道路の整備を促進します。
- ②新幹線駅から天間林地域へのアクセス道路の整備を促進します。
- ③生活道路の舗装・拡幅・改修を推進します。
- ④歩道整備、ガードレールの設置等、通学路の改修整備を推進します。
- ⑤大型バス、緊急車両の通行が困難な道路の改修を推進します。
- ⑥歩く人にやさしい道路とするため、段差や急勾配の解消等、バリアフリー化を促進します。
- ⑦周辺の景観や町並み、自然環境に配慮した道路整備を推進します。
- ⑧全町道778路線の効率的な道路管理を推進します。
- ⑨橋梁の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理を推進します。
- ⑩街路灯のLED化を推進します。

(4) 冬期間の交通確保の推進

- ①町内主要道路と近隣沿線とのアクセス道や一般生活道の通行確保のため、除雪機械を更新し、除雪体制の充実を図ります。
- ②歩行者の安全を守るため、歩道用ロータリー車の効率的な活動計画の策定に努め、除雪体制の強化を図ります。
- ③急勾配道路の安全確保のため、現在実施している対策をより強化するとともに、ロードヒーティングを含めた事故防止対策の強化を図ります。

2 自然災害の防止と環境保全

現況と課題

防災と環境保全の現況

地震や集中豪雨といった自然災害の脅威が増しています。こうした事態に備え、地滑りの危険がある急傾斜地や洪水の恐れのある河川、水害常襲流域の危険箇所の点検と早期改修、護岸整備を進めることができます。そのために、危険箇所を的確に把握し、災害防止策を講じる必要があります。

今後の河川改修にあたっては、環境や生態系に配慮し、自然と調和した整備方式を採用していく必要があります。

また、環境破壊につながる生活排水やゴミ処理、廃棄物不法投棄の監視等、地域住民が協力して生活環境を守る努力も必要となっています。

施策の体系

- └ 自然災害防止のための治山・治水事業の推進
- └ 環境汚染源の監視体制の確立

(1) 自然災害防止のための治山・治水事業の推進

①急傾斜地、山間部や河川流域等、大雨や地震等自然災害時に危険が予想される箇所を把握し、緊急性の高いところから早急に改修等の安全対策を講じます。

(2) 環境汚染源の監視体制の確立

- ①一般廃棄物、産業廃棄物の不法投棄監視体制を強化します。
- ②一般廃棄物の不法投棄防止のため、一般家庭への啓発活動を強化します。
- ③廃棄物の不法投棄を監視するため、地域住民との協力体制を構築します。

III

基本
計
画

※管渠
給水・排水を目的に「管」を用いて作られ、地中に埋設された水路のこと。

3 安心・安全な水の供給と汚水処理

現況と課題

上下水道の現況

安全でおいしい七戸の水を守るために、町民の意識啓発を図り、水源から下流までの環境保全に力を入れる必要があります。

本町の水道事業は、平成21年2月に旧町村の水道統合が認可され、その主な施設は七戸浄水場が昭和44年に、天間林第一浄水場が昭和55年に完成しています。

平成26年度末現在の普及率は98.8%で、その給水人口は16,473人となっています。給水人口は年々減少していますが、生活水準の向上によるトイレの水洗化の普及に伴い1人あたりの水の使用量は増加していることから、総給水量は微減傾向あります。

これまで、安全な水を安定供給するための施設の拡充や維持管理を進めてきました。しかし、供用開始から40年余りを経過する老朽化した施設や配水管等の改修や更新が迫る中、新幹線駅舎周辺開発の動向を見据えながら、安全で安定した給水体制の確保に努める必要があります。

また、本町の下水道事業は、平成14年4月に供用開始し、平成27年3月31日現在の水洗化率64.3%となっており、個別に見ると七戸処理区56.8%、天間林処理区74.6%となっています。

今後は、少子高齢化の進展による人口減少に伴い、全体計画の見直しを行いながら認可区域の計画的な^{※管渠整備}を推進するとともに、処理場及び管渠等の下水道施設の老朽化に起因した事故発生や機能停止を未然に防ぐため、長寿命化対策に向けた取り組みが必要です。

また、側溝に排出された生活雑排水は町内の河川を経て小川原湖に流入しています。小川原湖の環境を守るためにも、上流地域の責任として、下水道事業への加入及び合併浄化槽の設置促進を図り、生活雑排水の河川投棄を防止する必要があります。

施策の体系

- 安心・安全な水を供給するための整備促進
- 汚水処理のための整備促進

(1) 安心・安全な水を供給するための整備促進

- ①水道施設の改良、更新を推進します。
- ②新たな水源確保を検討します。
- ③水の安定供給のため、配水池の増設を推進します。
- ④災害時に対応可能な耐震対策管路網の整備を促進します。
- ⑤七戸地域、天間林地域をつなぐ水道施設の連絡管の整備を促進します。

(2) 汚水処理のための整備促進

- ①下水道処理施設の増設と長寿命化を推進します。
- ②公共下水道計画区域の変更等、計画的な整備を進めます。
- ③加入率向上のため、下水道加入促進奨励金制度を継続して実施します。
- ④し尿、生活雑排水を集合的に処理する合併処理浄化槽の設置を推進します。
- ⑤合併浄化槽の設置相談窓口を設置し、個別相談に対応します。
- ⑥生活雑排水の河川への流入防止対策を進めます。



町内の河川は小川原湖に流入しています

めざす方向

生産性の高い農業と観光交流型産業が牽引するまちづくりの実現

1. 農林畜産業の振興
2. 商工業の振興
3. 観光・交流型産業の振興

1 農林畜産業の振興

現況と課題

農林畜産業の現況

農業

本町の経済を支える基幹産業である農業は、水稻と野菜、畜産を組み合わせた複合型経営の推進により、減反の強化や米価の下落に対応してきましたが、農産物価格の低迷により農業総生産額は、平成21年の42億3万円から平成24年の38億6,300万円へと8.7%減少しています。

平成22年の農業就業人口は1,595人（平成17年1,794人）、農家戸数は1,219戸（平成17年1,764戸）と減少していますが、専業農家は290戸（平成17年246戸）と増加しています。

しかし、輸入農畜産物の増加と価格の低迷、本町の特産物であるながいもの連作障害の発生やにんにくのイモグサレセンチュウの発生は甚大な被害となっており、町の農業は一段と厳しい状況に置かれています。

このような状況下で農業の振興を図るためにには、将来の農業担い手の確保、作業の集団化、農地の面的拡大・流動化などによるコストの低減、出荷時期の調整、有機栽培や農薬を節減した栽培等により付加価値の高い農産物の生産や販売促進のための市場開拓を進めていくことが必要不可欠です。

一方、独自性のある付加価値の高い加工品への生産から販売まで一貫した取り組みを行う企業体の躍進がみられ、地場農畜産物による6次産業化への気運も高まりつつあります。

農道については、農作業の効率化を図るためにほ場整備地域を中心に、中山間地域総合整備事業等により整備を進めています。しかし、ほ場整備が進んでいない地域及び畑作地帯は未整備路線あるいは老朽路線がみられ、計画的な農道整備を図っていく必要があります。

また、ほ場整備地域においても老朽化した農業用施設が多く、地域の実情に応じた基盤整備が求められています。

林業

本町の森林は、平成27年現在22,315haと総面積の66.2%を占め、これを所有形態別にみると国有林は14,624haで65.5%を、民有林が7,691haで34.5%となっています。林業生産は農業生産に比較して低くなっています。

す。民有林の人工林率が66.1%と青森県平均（61%）を上回っており、人工林化の進んだ地域ですが、林業の担い手は農作業偏重であることや、人工林のうち間伐等の保育を必要とする林が大部分を占め、また、昨今の木材需要が低迷、木材価格の下落等によって採算が悪化しているなど林業の生産所得は低い状況にあります。加えて林業後継者の経営意識の低下、農山村社会の高齢化、若年労働力の流出等で整備の遅れている山林が増加しています。

国有林については、木材等の供給地として重要な役割を担っているとともに、今後においても水資源管理、環境保全、レクリエーション等の場として有効利用が望まれています。

林道については、そのほとんどが国管理路線であるため利用率も高く、比較的整備されていますが、森林組合等が管理している路線は整備が遅れています。

畜産業

平成26年の延べ飼養戸数は79戸（平成17年107戸、平成21年102戸）、平成26年の飼養頭数は肉用牛9,087頭、豚1,867頭（平成18年肉用牛9,110頭、豚5,020頭、平成21年肉用牛8,869頭、豚2,545頭）と農家数と豚の頭数は減少していますが、肉用牛1戸当たりの飼養頭数は増加傾向にあり、
※トレーサビリティが重要視されるなか七戸産肉用牛の評価は高まっています。

現在、黒毛和種の価格は全国的な子牛不足の影響により高騰していますが、今後は輸入牛肉増加へ対応するため、生産コストの低減や肉質の向上への取り組みが必要です。また、繁殖農家の後継者不足等が課題となっています。

施策の体系

- 意欲ある担い手の育成と営農組織の育成・支援
- 環境に優しい農業の支援
- 農業技術の高度化とブランド化の支援
- 付加価値を高める加工技術の支援
- 地産地消の推進
- 農地の集積促進
- 生産基盤の整備
- 畜産業の生産基盤強化
- 森林の適正管理と林業生産基盤の整備

※トレーサビリティ
商品がいつ、どこで作られ、どのような経路で消費者に届いたかを明らかにする仕組み。

食の安全・安心を守るために、国内で流通する牛肉は「牛肉トレーサビリティ法（2003年）」により、個体の識別番号、飼育された牧場、加工された工場、衛生管理状況、流通業者、販売者などを明記することが義務付けられている。

III

基本
計
画

(1) 意欲ある担い手の育成と営農組織の育成・支援

- ①農業者の資質向上に取り組み、後継者対策を支援します。
- ②新規就農者、親元就農者の経営安定化を支援します。
- ③農業の法人経営化、営農集団の組織化等、経営規模拡大や集落営農の展開等による土地利用型農業の担い手を支援します。
- ④営農組織の育成を促進し、コスト低減等による農業所得の向上をめざします。
- ⑤JA、農業関連機関との連携と交流により、情報の発信や相談体制を強化し、農業者のやる気を支援します。

(2) 環境に優しい農業の支援

- ①町内の畜産廃棄物を利用した完熟堆肥の生産と利用を推進し、環境に優しい農業への取り組みを支援します。
- ②自然環境の保全に資する農業の生産方式について検討します。
- ③付加価値の高い野菜の栽培を支援します。
- ④農畜産物の安全を保証するトレーサビリティの確立を支援します。
- ⑤安心・安全な七戸産農産物の消費者への浸透を支援します。

(3) 農業技術の高度化とブランド化の支援

- ①消費者動向に対応し消費者に好まれる独自のブランドを確立できるよう、農作物の品質の向上を支援します。
- ②連作障害や病害虫の被害を回避するため、適切な土壌管理対策等に取り組み、特産物の産地維持を図ります。
- ③農業関連機関との連携を強化し、農業技術の高度化を支援します。
- ④地域に適した作物の検討会や研修会等、農業者の情報交換の機会をつくり、新しい特産品の創出を支援します。
- ⑤施設園芸野菜の生産と安定供給を支援します。
- ⑥農業の複合経営を推進し、経営の安定化を支援します。

(4) 付加価値を高める加工技術の支援

- ①新しい農林畜産物加工品の創出を支援します。
- ②にんにく、ながいも、ゴボウ、トマト等主力作物の販売体制の強化を支援します。
- ③消費者のニーズに対応した農産加工品のブランド化を図り、付加価値を高めるための研究等、地域産業の活性化に努めます。

(5) 地産地消の推進

- ①学校給食や病院給食等への地元農産物の供給を推進します。
- ②農産物を地元消費者に販売する仕組みづくりと消費者へのPR活動を推進します。

(6) 農地の集積促進

- ①農業経営基盤強化法に基づく認定農業者制度を利用した規模拡大の推進に努めます。
- ②農地情報を整備・公開し、賃貸借による農地集積を支援します。
- ③農地情報と地図情報をインターネット（農地ナビ）で公開し、農地の交換分合による農地集積を促進します。
- ④耕作放棄地（遊休耕地）の集団化への参加等、農地の利用促進を図ります。

(7) 生産基盤の整備

- ①農道の整備促進を図ります。
- ②農業用用排水路の整備促進を図ります。

(8) 畜産業の生産基盤強化

- ①生産コストの低減、飼養頭数の拡大等、畜産農家の経営基盤の確立を支援します。
- ②肉用牛の安定供給を図るため、既存施設・設備の近代化と優良繁殖牛の導入を支援します。
- ③情報の収集・発信により家畜防疫体制を強化し、安全・安心な肉用牛の生産を支援します。
- ④畜産農家の後継者対策を促進します。

(9) 森林の適正管理と林業生産基盤の整備

- ①林道及び作業道の整備を促進します。
- ②計画的な除間伐及び下草刈りを推進し、森林の荒廃を防ぐとともに、間伐材や集成材の利用を促進します。
- ③経営の多角化、協業化による組織経営基盤の強化を推進し、林業後継者と中核的担い手を育成します。
- ④担い手の林業技術講習会、基幹林業作業士養成研修等の受講を促進し、林業労働者の安定確保に努めます。
- ⑤水源涵養林としての森林保全や自然景観の保護を推進します。

2 商工業の振興

現況と課題

商工業の現況

商業

本町の商業は、卸売業・小売業の総事業所数が平成19年度は223件、平成24年度は203件と減少しており、特に個人経営の事業所数の減少が著しい状況です。

平成19年度では総事業者数に占める個人事業者の割合が59.2%であったのに対し、24年度では49.8%まで減少しています。

また、平成22年、平成27年の大型店舗の進出により、今後も小規模店の減少は加速することが予測されます。この動きは産業構造の偏重だけでなく、空き店舗の増加や中心街の空洞化、町内における商品の画一化、域内の経済循環の弱化など様々な現象の加速にもつながっています。

加えて、本町の年間商品販売額も平成19年度の230億3,000万円から平成24年度には192億9,000万円に減少しており、全体的な消費活動の減少が顕在化しています。

そのため、大型店舗との共存共栄を図りつつ、既存小規模店の柔軟な経営活動と差別化を図り、地域志向の魅力ある経営活動の実現、それによる町内消費活動への刺激による域内消費循環の形成が重要になってきます。同時に、空き店舗利用や商業圏の再構築のため、情報収集し、新規創業を支援し、中心街及び七戸十和田駅周辺の商業環境の充実を図る必要があります。

人口減少や少子高齢化による産業への影響を踏まえ、歴史や文化、自然を活かした観光産業の推進により、町外からの交流人口の増加を促し、新規の消費活動を生むことで各産業への波及効果を高めることが重要です。加えて、町内に新たな価値やサービスを創出することで、新規創業への新たな可能性を支援する必要があります。

工業

本町の工業は、平成25年における事業所が28箇所あり、従業者616人、工業出荷額は63億7,573万円で、従業者一人当たりの出荷額は1,035万円となっています。事業所規模は4人以上29人の事業所が22箇所、さらに30人以上の事業所6箇所となっており、1事業所の平均出荷額は2億2,770万円で県平均の10億3,281万円を大きく下回っています。

本町の企業体質を総体的にみると、景気に左右されやすい零細企業が主であり、しかも従業者数は女性が約6割を占めています。このことから今後男性を中心とした就労の場を確保するための企業立地が促進される状況をつくるため、立地基盤の整備に取り組む必要があります。

施策の体系

- 雇用機会の拡大
 - 高齢者に優しい商店街づくり(商店街の活性化と商業経営近代化)
 - 商業団体の活性化支援
 - 工業振興の推進・支援
 - 起業家の支援と新産業の創出
 - 地域産業の情報通信利用を支援する環境整備

(1) 雇用機会の拡大

- ①地の利を活かした企業の立地を支援します。
- ②県外企業の誘致を推進します。

(2) 高齢者に優しい商店街づくり(商店街の活性化と商業経営近代化)

- ①商店街の振興策の検討を進め、その実現に向け商店街組織の強化を図ります。
- ②マーケティング調査を基にした商店街活性化事業を展開し、エリア拡大とサービスの充実を支援します。
- ③空き店舗の利活用対策を支援します。
- ④高齢者が買い物しやすいよう、街路や店内の※バリアフリー化を推進します。
- ⑤経営者、従業員の資質向上を図り、販売意欲を高め、消費者ニーズへの対応等、内部の体質改善を支援します。
- ⑥観光客を対象とした集客力強化を図ります。

(3) 商業団体の活性化支援

- ①商工会の合併による組織力強化を支援します。
- ②商店街組織の情報交換や共同事業を支援します。
- ③地の利を活かした商工業活性化につなげるため、協力体制の整備を支援します。

(4) 工業振興の推進・支援

- ①地場産業育成のため国・県の中小企業振興策や融資制度の活用を促し、町内企業の体質強化を図ります。
- ②技術者の育成、確保、労務対策の支援等により地元企業を支援します。
- ③ハローワーク（公共職業安定所）等関係機関と密接な関係を保ち情報の収集、提供を図ります。

III

基本
計
画

※バリアフリー
高齢者や障がい者が通行しやすいよう段差や障害物をなくして歩きやすくなること。

(5) 起業家の支援と新産業の創出

- ①立地企業に対する助成制度（優遇措置）の拡充を推進します。
- ②意欲ある起業家への支援体制を整備します。
- ③環境への負荷を抑えた地域環境適合型産業の創出を促進します。
- ④農業と連携した地域環境適合型産業の創出を促進します。

(6) 地域産業の情報通信利用を支援する環境整備

- ①情報関連の専門サービス業の育成に努めます。
- ②農業、製造業、商業等、地域産業の競争力強化と雇用機会の確保のため、情報通信技術の活用を促進します。



300年余りの歴史と伝統を誇る「七戸まける日」

3 観光・交流型産業の振興

現況と課題

観光交流型産業の現況

東北新幹線七戸十和田駅の開業以来、本駅は平成24年度から平成26年度まで毎年5%以上（JR東日本ホームページ新幹線駅別乗車人員より）の1日乗車人員数の伸びをみせており、七戸十和田駅の利用者の増加傾向が続くものと推測されます。

一方、七戸町の観光施設及びイベントにおいては、入れ込み客数の減少が見られるものがあり、青森県が平成23年9月～10月に実施した「東北新幹線全線開業後の利用交通手段実態アンケート調査」によると、七戸十和田駅県外利用者が最初の立寄り先として七戸町を挙げている割合がわずか2%にとどまつたことから、七戸十和田駅の利用者の多くは、町外を目的地としていることがわかりました。

このことから、七戸十和田駅利用者の七戸町内の滞在時間増加を目的とした「まち歩き観光」ルートの開発や、テーマを絞った観光ツアーの開発等、現存資源の見直し、整理、ブラッシュアップ（磨き上げ）を行う必要があります。

外国人観光客のホスピタリティを重視した、施設やサービスの外国語表示等も展開する必要があります。

それにより、町外及び県外観光客を対象とした新しい「観光商品」の造成につなげることができます。

その「観光商品」とは、七戸町の自然、史跡をはじめとした歴史、七戸町民が継いできた文化、そして現在生活する町民の人的資源といった「七戸ならでは」の資源を、観光客のニーズ（needs）とウォンツ（wants）の視点に立ったブラッシュアップ（brush up）を行い、他地域に誇れる厳選されたものにしなければなりません。

新幹線駅を起点とした周遊観光ルートの開発とともに、「まち歩き」観光客のニーズに応えるため、町の魅力を紹介するマップの制作や、観光ガイドの養成、^{*}SNSを活用した観光情報の発信等、ハードとソフトの両面から、多様化するニーズにいち早く対応する施策が必要です。

III

基本
計
画

※SNS

social networking service の略。インターネット上の社会的ネットワーク。

コミュニケーション手段の一つとして友人同士でつながるためのもの（LINEなど）、個人が社会に向けて発信、共有するもの（Facebook、Twitterなど）が一般的。

スマートホンの普及により、サービスは多様化、高機能化し、世界規模で広がっている。

施策の体系

- 東八甲田家族旅行村の整備促進
- 観光ネットワークの整備
- しちのへまち歩き観光ルートの整備
- 滞在型及び体験型交流観光の推進
- 二次交通の利便性向上
- 冬季観光の振興
- レクリエーション機能の充実
- 観光ガイドの育成支援

(1) 東八甲田家族旅行村の整備促進

- ①自然観察会や自然体験キャンプ等、施設全体の整備を図ります。
- ②体験型プログラムを開発し、お客様リピート率の向上を図ります。
- ③自然体験施設として、ターゲットを絞ったPRに努めます。
- ④老朽化した施設の改修を推進します。

(2) 観光ネットワークの整備

- ①交流人口の増加による産業の活性化を目指し、観光振興計画の見直しを行います。
- ②観光協会の組織力強化を支援します。
- ③道の駅・新幹線駅周辺を「観光」「文化」「特産品」等観光情報の発信拠点として整備し、機能充実を図ります。
- ④十和田湖・下北半島等との広域観光ネットワークの整備を促進します。
- ⑤インターネットを通じた情報発信と交流活動を通じて、リピーターの確保と交流の継続を推進します。

(3) しちのへまち歩き観光ルートの整備

- ①町内の観光資源を調査分類し、観光客のニーズに沿った町内観光ルートの整備を推進します。
- ②七戸町の「歴史」と「文化」、「景観」を核とした、散策して楽しむ「まち歩き」観光ルートの整備を推進します。

(4) 滞在型及び体験型交流観光の推進

- ①滞在型観光客、ビジネス客のニーズに合わせた宿泊施設の整備を支援します。
- ②町の自然を活用したエコツーリズム、*グリーンツーリズム等体験型交流観光の受け入れ態勢整備を支援します。
- ③歴史・文化を継承した町独自の祭りやイベントを広く県内外にPRし、観光客の誘致を推進します。

*グリーンツーリズム
緑豊かな自然や美しい景観、個性豊かな伝統文化や人情味あふれる日常生活など、都会にはないゆとりとやすらぎを求めて、農村にゆっくりと滞在することを目的とした旅行。

(5) 二次交通の利便性向上

- ①新幹線利用客の利用しやすいタクシー、観光（巡回）バスの運行を推進します。
- ②新幹線駅を起点としたレンタカー事業者、タクシー会社等、民間交通事業者の連携を支援します。
- ③レンタサイクル等、町内観光の利便性を図ります。
- ④観光施設周辺の駐車場の整備や道路整備を推進します。

(6) 冬季観光の振興

- ①交通の便がよく、家族連れや初心者に利用しやすい町営スキー場を町内外にPRします。
- ②冬の新たな観光資源を発見・発信し、冬季観光の魅力の創出を図ります。

(7) レクリエーション機能の充実

- ①町内の緑地・公園を、自然観察会や体験キャンプ等のレクリエーション施設として整備します。

(8) 観光ガイドの育成支援

- ①観光ガイドの活動を支援します。
- ②町内観光資源の学習会等を開催し、観光ガイドの育成を支援します。
- ③観光ボランティアガイド等との協力体制を強化し、誰にも楽しめ、わかりやすい観光マップ等、PR資料作成を推進します。

III

基本
計
画

めざす方向

安心と安全のネットワークで築く、生きがいのある暮らしの実現

1. 地域医療サービス体制の整備
2. 保健・福祉ネットワークの確立
3. 子ども・子育て支援の充実
4. 支えあうセーフティネットの構築（社会的包摂の推進）
5. 多様なコミュニティの活動支援

1 地域医療サービス体制の整備

現況と課題

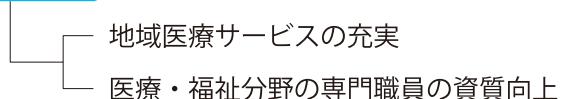
医療の現況

全国の地方都市と同じように、青森県でも大きな課題となっているのが医師不足です。県では奨学金制度や弘前大学に県人枠を設ける等、医師確保の努力をしていますが、医師の充足率は低いままとなっています。

本町の医療施設は、内科2、婦人科1、歯科5の8診療所、そして、中部上北広域事業組合組織の病院として公立七戸病院があり、9医療施設により地域住民の医療の確保を図っていますが、特定診療科目については、医師不足のため、十和田市をはじめとする他市町の医療機関に通院しなければならない状況となっています。

町民が安心して医療を受けられるよう、公立七戸病院の医療施設の充実と医師確保のための施策が必要です。

施策の体系



(1) 地域医療サービスの充実

- ①医療ニーズに合わせ、地域住民への包括的医療の提供と、専門医療機関と連携した対応を図るため、公立七戸病院の機能充実を支援します。
- ②休日夜間急病診療所、在宅当番医、救命救急センター等との連携を強化し、救急医療体制の充実を図ります。
- ③疾病の早期治療につなげるため、住民が健診を受診しやすい体制を構築します。

(2) 医療・福祉分野の専門職員の資質向上

- ①多様化する医療・福祉サービスニーズに対応するため、専門職員養成機関の設置を検討します。

- ②サービス提供事業所の職員研修等、各種研修会の充実を促進し、保健・医療・福祉専門職員の資質向上を図ります。
- ③専門職員の適切な配置により、効率的なサービス提供を図ります。



総合健診

III

基本計画

*スクリーニング
選別、絞り込みの意。
生活の援助や治療が必要な個人を早く見つけ出すため、本格的な診断や治療の前に、一定の条件で異常を識別するために行う検査。

2 保健・福祉ネットワークの確立

現況と課題

保健と福祉体制の現況

少子高齢化、核家族化等の社会環境の複雑化により、生活習慣に起因するがん、心臓病、糖尿病等の健康課題を抱える町民が増えています。

生活習慣病予防対策として、平成20年度から特定健診と併せて特定保健指導を実施し、働き盛り世代の受診向上のため、日曜健診を実施しています。

また、壮年期男性・高齢期女性の自殺率が高い傾向にあることから、対象を絞った講演会の開催に加え、保健師が各地区に直接出向き、自殺予防の啓発活動を推進しています。引き続き、壮年期・高齢期を対象としたこころの健診を実施し、*スクリーニングの結果をふまえ、自殺防止対策を実施していく必要があります。

高齢者福祉

本町の65歳以上の高齢者人口は、増加傾向にあり、合併時の平成17年3月には高齢化率25.95%であったものが平成27年3月には34.64%と増加しています。この現象は今後も続くものと思われます。

平成12年度から始まった介護保険制度の施行により、これまで第1期から第6期までの介護保険事業計画・老人福祉計画を策定し介護保険事業を実施していますが、要支援及び要介護認定者数も増加傾向にあり、介護給付費も年々増加することが推測されるため、介護予防対策も必要となっています。

そこで、平成18年の介護保険法の改正に伴い、本町においても地域における包括的・継続的なケアマネジメント機能を強化する観点から「地域包括支援センター」を設置し、介護予防を推進しています。

このなかで、高齢者福祉に関する事業を積極的に推進し充実を図ってきましたが、住み慣れた地域で最期まで安心して過ごすことができるまちづくりを推進し、地域みんなで支え合う心豊かな福祉社会の実現のため、高齢者福祉サービスの一層の充実が求められています。

障がい者福祉

本町の障がい者は、3障害（知的・身体・精神）あわせて、平成27年4月現在で1,028名（障害者手帳等交付件数）となっており、そのうち65歳以上の高齢者が658人と64%を占めています。

障がい者福祉施策として、平成25年4月に施行された障がい者総合支援法により、地域社会における共生の実現に向けて、障がい者福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を支援する、高齢者福祉対策と有機的に連携してその対策にあたっています。

また、社会参加の一環として、就労を希望する障がい者が増加傾向にあることから、就労に関する情報提供、就労支援等について対策を講じる必要があります。

施策の体系

- 保健・福祉と医療をつなぐネットワークの整備
- 地域包括ケアの機能充実とネットワークの整備
- 介護サービスの充実と地域の協力体制の整備
- 高齢者・障がい者の自立支援
- 高齢者・障がい者等の総合支援拠点の整備

(1) 保健・福祉と医療をつなぐネットワークの整備

- ①公立病院、個人医院・診療所を活用した保健・医療・福祉の一体的なサービス提供を推進し、住民と行政が一体となった健康管理体制を構築します。
- ②疾病の早期発見、早期治療につなげるため、各種健診の受診率向上と住民の健康づくり事業を推進します。
- ③生活習慣病予防のため、特定健診の受診率向上に努めます。
- ④保健・医療・福祉の包括ケアシステムの構築を推進します。
- ⑤保健師、社会福祉士、介護支援専門員の適正配置及び増員を図り、在宅保健福祉サービスの向上に努めます。
- ⑥健康づくりにおける、地域と行政のパイプ役として活動している保健協力員の活動を支援します。

(2) 地域包括ケアの機能充実とネットワークの整備

- ①地域における多様な社会資源のネットワーク化を図ります。
- ②地域包括支援センターを拠点として、高齢者の総合相談、権利擁護、ケアマネジメント等を行い、高齢者福祉の増進を包括的に支援する体制の構築に努めます。
- ③地域包括支援センターを拠点として、在宅医療と介護の連携強化、認知症施策の推進に努めます。
- ④保健センターを拠点として、総合的な保健サービスを提供し、各種相談窓口の充実を図ります。
- ⑤地域住民や関係機関との情報共有により見守り体制を強化し、高齢者の孤立を防ぎ、孤独死や自殺の防止に努めます。
- ⑥地域ケア会議において、保健・医療・福祉関係者の連携により、地域のニーズや社会資源を把握し、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

(3) 介護サービスの充実と地域の協力体制の整備

- ①住民と行政が一体となった介護福祉の実現に努めます。
- ②小規模多機能型居宅介護の支援等、施設介護サービス基盤の充実を図ります。
- ③地域ケア会議を活用し、高齢者に対する支援の充実と、高齢者を支える社

会基盤の整備に努めます。

- ④地域住民や関係機関との情報共有により見守り体制を強化し、高齢者の孤立を防ぎ、孤独死や自殺の防止に努めます。(再掲)
- ⑤多様化している利用者の要望に対応するため、介護保険サービス以外の高齢者福祉サービスの体制づくりに努めます。

(4) 高齢者・障がい者の自立支援

- ①障がい者の就労、交流等、社会参加の場の整備・拡充を図るため、給付費制度の活用を支援します。
- ②高齢者・障がい者の生涯学習活動を支援するとともに、高齢者が社会的役割を持ち、生きがいや介護予防につながる社会参加を支援します。
- ③高齢者・障がい者のボランティア活動への参加を促進します。
- ④シルバー人材センターの活動及び人材活用を支援します。
- ⑤高齢者・障がい者等の就労に関する相談窓口の充実、情報提供に努めます。
- ⑥高齢者・障がい者等の就労機会拡大のため、事業所等への喚起に努めます。

(5) 高齢者・障がい者等の総合支援拠点の整備

- ①各福祉施設の機能を活かして、住民に使いやすい総合支援拠点の整備を目指します。
- ②高齢者福祉との有機的連携を強化し、障がい者の高齢化に対応した障がい者福祉の総合支援の充実を図ります。
- ③住民による福祉活動の拠点確保のため、既存の公共施設の有効活用を促進します。

3 子ども・子育て支援の充実

現況と課題

子ども・子育て支援の現況

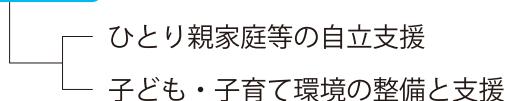
母子保健については、妊婦及び乳幼児に対する各種健診を実施するとともにハイリスク妊産婦・新生児訪問など、きめ細やかな保健指導により、子育ての不安や悩みの解消を図っています。また、育児環境、基本的生活習慣、子どもの発達、自身のこころの病等、多様な課題を抱えている保護者への支援を、こども園、保育園、幼稚園、小学校などの関係機関との連携による支援体制を構築しています。

本町の教育・保育施設は、平成27年4月現在、幼保連携型認定こども園が5か所、保育園が1か所設置されています。

3歳未満児の保育利用率は74.7%、3～5歳児の教育・保育利用率は95.7%となっています。本町の場合、希望しても利用できない「待機」児童はいないため、現在の施設において必要な事業量は確保されています。

今後も少子化傾向は続くことが確実視されていることから、幼保連携型認定こども園及び保育園の規模の適正化と教育・保育の質的改善を総合的に検討していくとともに、少子化対策事業に積極的に取り組んでいかなければなりません。

施策の体系



(1) ひとり親家庭等の自立支援

- ①母子寡婦福祉会の活動を支援します。
- ②カウンセリングの充実等、子育てや日常生活に関する相談窓口の充実を図ります。
- ③各種助成制度や貸付制度、医療費支援等の充実を図ります。
- ④子育てサークル等交流活動への参加を促し、地域でサポートする体制整備を図ります。

(2) 子ども・子育て環境の整備と支援

- ①認定こども園への移行をはじめ、特定教育・保育施設の適正配置を進めます。
- ②延長保育、一時保育、休日保育、病後児保育等、保育サービスの充実を図ります。
- ③地域子育て支援センターの機能充実を推進します。
- ④保育事故防止のため、遊具の保守点検等、保育施設の安全確保を推進します。
- ⑤小学生が放課後を安全に過ごすための学童保育環境を整備します。

※社会的包摶

社会的排除の反対語
(ソーシャル インクルージョン)。病気や貧困等、生活にさまざまな困難を抱えた人を排除しないで包み込もうという考え方。さらには、そういう人たちを地域社会で孤立させないよう心を配る活動。

4 支えあうセーフティネットの構築(※社会的包摶の推進)

現況と課題

生活困窮者支援の現況

これまでの困りごとの相談は、障がい、年金、DV、介護、労働、病気等、対象者が「制度の縦割り」により明確に線引きされていました。そのため、支援する部署も縦割りとなっており、支援を受ける人も支援する人も、専門家の育成も、個々の専門分野に分かれて行われていました。

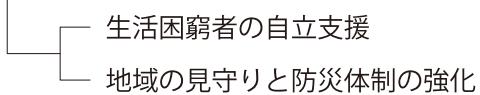
しかし、困りごとは複数絡み合うことが多く、一つの窓口だけでは解決できない例が増えてきたことから、領域や専門分野の壁を取り払った「ワンストップ」型の相談窓口を設置する必要が生まれてきました。

そこで困難を抱えた人たちを総合的・包括的に支援するため、平成27年4月、「生活困窮者自立支援法」がスタートしました。

本町においても、一人でも多くの生活困窮者の生活が改善されるよう、取り組む必要があります。

本町の生活保護世帯は約203世帯となっていますが、高齢化の進展に伴い増加することが予想されます。今後は地域の支援者によるカウンセリング機能の向上を図り、きめ細かく対応していく必要があります。

施策の体系



(1) 生活困窮者の自立支援

①低所得、ひとり親、介護の悩み等、ワンストップ相談窓口の整備を推進します。

(2) 地域の見守りと防災体制の強化

①地域の要援護者の安否確認等を行う地域見守りネットワークの構築と活動を支援します。(再掲)
②道の駅・新幹線駅周辺を防災の情報発信の核として機能の充実を図ります。

5 多様なコミュニティの活動支援

現況と課題

コミュニティ活動の現況

現在、本町には町内会、自治会等^{*}コミュニティ組織が52団体あり、それぞれが活発に活動しています。

今後とも地域住民相互の連帯感を強め、支え合い助け合うため、コミュニティ組織を再編、再構築し、活性化する必要があります。また、社会福祉協議会と連携したボランティアの育成・支援も必要となっています。

一人暮らし老人の生活支援、地域の防犯・防災活動、青少年の健全育成、環境美化活動等、活動は多様となっており、これらを担う地域コミュニティ活動やボランティア活動のリーダー育成は急務となっています。さらに、それらを支援する組織の充実が必要です。活動の中から生まれた^{*}コミュニティビジネスや^{*}NPO活動の支援も必要です。

それらの活動や地域住民の自発的な学習活動等の展開拠点となる、総合的施設の整備も求められています。

施策の体系

- └ ボランティア活動の支援
- └ 活動拠点の整備と利活用促進
- └ 住民参加の活動支援

(1) ボランティア活動の支援

- ①ボランティア活動の組織化を支援します。
- ②ボランティア活動のリーダー育成を支援します。
- ③ボランティア情報の収集と提供を図ります。
- ④社会福祉協議会との連携を支援します。
- ⑤小・中学生の学校でのボランティア活動を支援します。

(2) 活動拠点の整備と利活用促進

- ①コミュニティ団体やボランティア団体の活動拠点となる施設の充実を図ります。
- ②コミュニティ施設を利用する団体相互の情報交換や交流を促進します。

(3) 住民参加の活動支援

- ①住民のニーズに沿って公園や緑地等、公共空間の整備を推進します。
- ②公共施設や地域の緑化を推進し、緑あふれる町並みの形成に努めます。
- ③緑化や美化活動を地域住民と協働で推進します。

※コミュニティ
地域社会のなかの小さなまとまり。町内会等、住民の集まりをいう。

※コミュニティビジネス
地域（コミュニティ）のニーズや課題をビジネス機会と捉えて起こす事業。子育て支援や一人暮らし高齢者支援等、事業を通じて地域社会に貢献するビジネス。

※NPO
民間の非営利活動。利益を目的としない公益性の高い活動をする団体。

III

基本
計
画

めざす方向

暮らしやすさを実感できる文化的で快適なまちの実現

1. 良好な定住環境の整備
2. 水源と河川の環境保全
3. 公共交通の充実
4. 環境意識の向上
5. 個性ある町並みの形成
6. 安全・安心なまちづくり
7. 情報・通信の整備

1 良好な定住環境の整備

現況と課題

町営住宅の現況

本町の町営住宅は、合計258戸建設し管理していますが、平成17年度から10戸が立替え、6戸が新規に建設されています。しかし、耐用年数を超えている住宅が86戸（全体の33.3%）で、いずれも老朽化が著しいため、今後計画的に更新し、住環境整備に努めていく必要があります。

施策の体系

良質な住宅の整備推進

(1) 良質な住宅の整備推進

- ①公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した住宅の建て替え整備を進めます。
- ②高齢社会に対応し、周辺環境を考慮した住宅整備に重点を置き、多様なニーズに対応した良質な住宅ストックの形成と居住水準の向上を図ります。
- ③後継者、Uターン、Iターン等、若年層のニーズに対応した住環境整備を推進します。
- ④高齢者や障がい者が住み慣れた地域で生活できるよう、*ユニバーサルデザインに配慮した住宅の整備を推進します。
- ⑤一人暮らし高齢者を対象とした「ケア付き住宅」の建設を支援します。

*ユニバーサルデザイン
障がい者や高齢者だけでなく、子どもや妊婦等すべての人に使いやすいデザインのこと。

2 水源と河川の環境保全

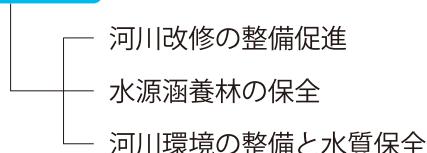
現況と課題

水源と河川の現況

本町には一級河川の高瀬川をはじめ八甲田山系に水源を発する多くの中小河川があります。生活において重要な水の源を知り、その環境を保全することは、町民の責任でもあります。そこで、子どもの頃から水や河川を大切にする心を育てる必要があります。

また、町内の河川は、そのすべてが、下流域に流入しています。このため、町民の生活雑排水等で河川を汚染することは、直接小川原湖の環境汚染につながることから、町民が一体となって環境への意識を高め、水源から下流までの自然保護や水質の保全活動に取り組まなくてはなりません。

施策の体系



(1) 河川改修の整備促進

- ①水害常襲流域の危険箇所の点検を進めます。
- ②必要な改修、護岸整備の早期実現を推進します。
- ③国・県が管理する河川の整備、改修を要請します。

(2) すいげんかんようりん 水源涵養林の保全

- ①八甲田山系の伏流水である「七戸の安全でおいしい水」の水源保護への意識向上のため、小学生を対象にした水道施設見学を通じて、水源涵養林保全の啓発活動を推進します。
- ②水源涵養林保全のため、三八上北森林管理署と協議をして水源保護に努めます。

(3) 河川環境の整備と水質保全

- ①公共用水域の水質保全意識を高める広報啓発活動を推進します。
- ②小川原湖の環境保全につながる河川環境の整備を促進します。
- ③七戸川、中野川、坪川で「川をきれいにする運動」を展開し、地域住民と協働による清掃活動を推進します。

III

基本
計
画

※水源涵養林

雨水を吸収し、生活用水の貯水源となる森林。良質な地下水は住民の飲み水となるだけでなく、河川への流出量や時間をコントロールして洪水や渇水を防ぐ機能を持っている。

3 公共交通の充実

現況と課題

公共交通の現況

本町の公共交通は、路線バス及びコミュニティバス、そして電気バスが町民の交通手段として重要な役割を担っています。

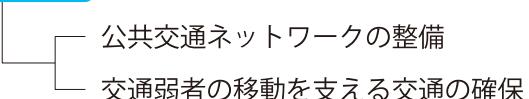
路線バスは、通勤通学や通院等、日常生活において欠かすことのできない交通手段ですが、近年モータリゼーションの進展に伴い、利用者の減少が続いている。この状況が継続すると減便や不採算路線の廃止も考えられる状況となっています。

コミュニティバスは、路線バス廃止区間や交通空白区域を解消するため、平成19年度から現在の体制で運行しています。

高齢化に伴い、運転免許証を返納する高齢者の増加も予想されることから、交通弱者対策はもちろんのこと、町民の足として運行経路やバス停の見直し等、更なる利便性の向上を図る必要があります。

電気バスは、東北新幹線七戸十和田駅開業に伴い、駅を拠点とする二次交通の確保、そして低炭素社会の実現を目指して平成23年度に導入し、町内シャトルバスとして運行しています。コミュニティバスと合わせて、町民のニーズに応える公共交通として充実させる必要があります。

施策の体系



(1) 公共交通ネットワークの整備

- ①広域の市町村、バス事業者と協議を進め、新たな公共交通ネットワークの整備を促進します。
- ②新幹線へのアクセス、高速道路、空港との相互アクセス等、広域移動の利便性を高めるため、バスターミナルの設置を促進します。

(2) 交通弱者の移動を支える交通の確保

- ①公共交通ネットワークを補完する交通サービスのあり方について再検討を進めます。
- ②広域コミュニティバスの運行計画の策定を検討します。
- ③路線バスの運行系統の見直しと、積極的な支援により、路線バスの維持・確保対策を推進します。
- ④公共交通の路線がない地域については、町民バス、コミュニティバス等の運行を推進し、町民の移動手段の確保を図ります。
- ⑤公共交通機関の利用促進を支援します。

4 環境意識の向上

現況と課題

環境衛生の現況

ごみ処理については、可燃物、不燃物とも中部上北広域事業組合の清掃センター及び最終処分場において処理しており、資源ごみの回収ならびにリサイクル率向上に努めるようその対策にあたっています。

し尿処理については、汲み取りと浄化槽及び下水道による処理で対応しております、これも広域事業組合でごみ処理同様広域的になされています。しかし生活水準の向上に伴いトイレの水洗化が進んでおり、また、生活環境の多様化に伴い生活雑排水の量も増加しているため、現在汚水処理施設整備を進めています。

また、環境対策として、太陽光発電の導入等二酸化炭素抑制の取り組みも行っており、事業継続による効果が期待されています。

施策の体系

- ゴミの減量化と再資源化の推進
- 廃棄物への関心と環境意識の啓発
- 自然活用型環境教育の推進
- 再生可能エネルギー、新エネルギーの普及促進

(1) ゴミの減量化と再資源化の推進

- ①リデュース（ゴミを発生させない）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）の3Rを環境施策の基本に据えて対策を強化します。
- ②資源ゴミの分別収集の徹底を図り、再資源化を推進するとともに、ゴミの減量化を推進します。
- ③産業廃棄物の適正処理を推進します。

(2) 廃棄物への関心と環境意識の啓発

- ①一般市民を対象とした廃棄物処理施設の見学や子ども達を対象にしたリサイクルの啓発活動等、廃棄物への関心を高める環境教育を推進します。
- ②*アイドリングストップや節電など、身近なところからできる地球温暖化防止の取り組みを推進します。
- ③ゴミの不法投棄防止の啓発活動や監視活動を通して、環境保全意識の高揚を図ります。

*アイドリングストップ
排気ガス中の二酸化炭素を削減するため、駐停車中の車のエンジンをかけたままにしないこと。

III

基本
計
画

(3) 自然活用型環境教育の推進

- ①貴重な野生動植物の観察等、自然教室の開催による環境教育を推進します。
- ②子どもを対象にした自然活用型、体験型環境教育の学習環境を整備します。
- ③一般住民を対象にした自然観察会を開催し、環境意識の啓発を図ります。

(4) 再生可能エネルギー、新エネルギーの普及促進

- ①太陽光や地中熱等、新エネルギーや再生可能エネルギーの公共施設への導入を推進します。
- ②太陽光や地中熱等、新エネルギーや再生可能エネルギーの普及啓発を推進します。



太陽光エネルギーの活用（役場本庁舎）

5 個性ある町並みの形成

現況と課題

町並み形成

本町には豊かな自然、田園、牧場風景があり、市街地には個性ある歴史的建造物も残されています。それらを地域の財産として、また観光資源として維持・保存に努め、自然と歴史が調和した個性豊かな町並み景観を形成することが必要です。

また、地域の公園・緑地は、災害時における避難場所になるなど、多彩な機能と役割を担っています。このため、地域の公園・緑地の整備を促進するとともに、個人の家の植栽も含めた地域住民参加による緑化や美化活動の推進に努めることが求められます。

施策の体系

- └ まちなかの景観を守る
- └ 公園・緑地、森林公園の整備

(1) まちなかの景観を守る

- ①歴史的建造物や古い町並みを地域の財産として維持、保存に努めます。
- ②景観形成に関する町民意識の啓発を推進します。
- ③景観形成基本計画の策定を進めます。
- ④町民と協働で町の花である「つつじ」の植栽を推進し、つつじの花が咲く町の景観を観光資源としてPRします。
- ⑤公共施設や地域の緑化を推進し、緑あふれる町並みの形成に努めます。

(2) 公園・緑地、森林公園の整備

- ①身近な遊び空間となっている、公園・緑地の整備を推進します。
- ②町内の自然観察会や体験キャンプ等、レクリエーション施設として、森林公園の整備を推進します。

III

基本
計
画

6 安全・安心なまちづくり

現況と課題

安全・安心対策の現況

本町の常備消防、救急医療体制は中部上北広域事業組合（署員100名、化学車1台、タンク車5台、ポンプ車1台、水槽車1台、救急車5台、指令車3台、広報車1台、運搬車1台）の運営のもとに、消防及び救急業務の共同処理を行っています。

非常備消防にあっては、常備消防の補完として消防団13分団（団員255名、ポンプ車13台）が組織されています。消防水利施設は消火栓444基、防火水槽134基、その他水利28基となっています。

常備消防、救急医療体制については、消防力の増強、救急業務の強化等の課題があり、より合理的な運営を図る必要があります。隣接市町村及び県内市町村の相互応援体制の強化も求められています。

消防団については、災害の多様化に対応し、団員の資質の向上、消防団の活性化が重要となっています。

消防水利施設についても、老朽化したポンプ車の更新や屯所の整備が必要です。

さらに今後は、災害の多様化に対応して、地域のコミュニティや防災通信・情報システムを活かした事前防災が重要となっています。

そうした観点から、地域の実情に応じた地域防災計画などを策定し、総合防災体制を確立することが求められます。

また、道路網の発達により、上北管内での交通死亡事故等が増加しています。本町においても、農道や生活道路での事故、高齢者の事故の発生が多くなっています。今後も、高速道路等の交通ネットワークの整備が進み、交通量の増加が見込まれることから、広域的な視野に立った交通安全対策を進めるとともに、地域住民に対する交通安全教育の推進と交通マナーの徹底が必要となっています。

さらに、子どもへの犯罪を防止するため、コミュニティ・家庭・学校などが連携して、子どもの安全を守る体制をつくる必要があります。

施策の体系

- 総合防災体制の確立
- 広域的な交通安全対策の推進
- 地域連携による防犯・安全確保活動の推進
- 地域連携による防災活動の推進

(1) 総合防災体制の確立

- ①地域の実情に即した防災計画、水防計画等を策定し、治山・治水対策を促進します。
- ②広域体制で常備消防力の増強、救急業務の強化を進めるとともに、相互応援体制の強化等、合理的な運営を図ります。
- ③老朽化したポンプ車の更新、屯所の建て替え等、消防・防災施設の整備を進めます。
- ④災害の多様化に対応した消防教育・訓練の充実、研修・レクリエーション、広域交流の実施等、消防団組織の充実と活性化を図ります。
- ⑤コミュニティを活かした自主防災組織の育成、防火・防災意識の高揚等、消防・防災体制の充実を進めます。
- ⑥道の駅しちのへ周辺を「防災」等情報発信の核とする機能の充実を図り、防災拠点化を進めます。

(2) 広域的な交通安全対策の推進

- ①標識の整備、歩道や街路灯の点検等、きめ細かい交通安全対策を講じます。
- ②子どもや高齢者を対象とした交通安全教室の開催等、交通安全意識の向上を図ります。
- ③高齢者と子どもの安全を重点に地域交通安全のネットワークづくりを推進します。

(3) 地域連携による防犯・安全確保活動の推進

- ①広報等による啓発活動を通して、地域全体で防犯意識の高揚を図ります。
- ②コミュニティ・家庭・学校等が連携して、子どもの安全を守るため、犯罪の防止に取り組みます。
- ③歩道や街路灯等、防犯や安全確保のための環境づくりを進めます。

(4) 地域連携による防災活動の推進

- ①ハザードマップの見直し及び掲載情報の周知を推進します。
- ②災害時の安全対策を学ぶ防災教育の充実を図ります。
- ③避難行動要支援者の避難について、地域連携による計画策定を推進します。
- ④避難所設営や備蓄用品の充実を図ります。

7 情報・通信の整備

現況と課題

情報・通信の現況

高度情報化社会に対応した教育、観光、行政サービス、地域経済の活性化等、日々進化を続ける情報分野における I C T (情報通信技術)の活用を推進する必要があります。

社会保障・税番号制度（マイナンバー）及び最新システム導入に合わせた自治体クラウド導入を推進し、I C T 利活用による住民サービスの利便性向上と、情報通信基盤の未整備地区に対する整備を進める必要があります。

また、住民情報の適正管理や円滑な自治体運営を保証するため、コンピュータウイルスや不正アクセス等への対策、人材育成等を総合的に進める必要があります。

施策の体系

- └ 公共分野における情報化の推進
- └ 情報活用能力の向上と格差の解消

(1) 公共分野における情報化の推進

- ① I C T (情報通信技術) を活用し、住民のニーズにあった情報の提供・公開に努め、開かれた行政運営を推進します。
- ②個人番号制度の導入と行政のシステム化を進めることで、行政の効率化を図り、町民の利便性を高め、公平・公正な社会基盤を創ります。
- ③町民の財産である個人情報を守り、円滑な自治体運営を保証するためコンピュータウイルスや不正アクセス等への対策を図ります。
- ④ I C T (情報通信技術) は高度化・多様化しており、これらに対応した知識・技能を有する人材の育成を推進します。

(2) 情報活用能力の向上と格差の解消

- ①学校教育や生涯学習の場における情報関連の学習機会を通じて、情報化に対する住民の意識高揚、情報利活用能力の向上を図ります。
- ②若者から高齢者まで各世代にわたって町民が広く学ぶことのできる情報関連研修等の機会を拡大し、高度情報化社会に対応できる地域人材の育成に努めます。

めざす方向

生きる力を育む教育の実現と、地域の歴史と文化を未来に伝える

1. 心を育む教育環境の整備
2. 生涯学習の充実
3. 生涯スポーツの振興
4. 青少年の健全育成
5. 地域の文化の継承と発信

1 心を育む教育環境の整備

現況と課題

教育環境の現況

幼児教育

人間形成の基礎となる幼児教育の場として幼稚園を1箇所設置しています。七戸町立七戸幼稚園は、3歳児から5歳児までの3学級で編成されていますが、少子化に伴う園児数の減少により、長年定員には達しておらず、今後も園児数の増加は見込まれない状況です。また、平成27年度から施行された子ども・子育て支援制度により、認定こども園が町内でも開設され、「保育に欠けない子」の受け皿が広がったことなどから、七戸幼稚園は平成29年度末をもって閉園することになりました。平成28年度は4・5歳児、平成29年度は5歳児のみの募集となります。

年齢別幼児数

平成27年5月1日現在

年齢別幼児数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
	75人	83人	87人	104人	103人	104人

(住民基本台帳)

学校教育

小学校は4校で学級数38学級（うち特別支援学級8学級）、児童数689人（うち特別支援学級17人）となっています。中学校は3校で学級数21学級（うち特別支援学級4学級）、生徒数405人（うち特別支援学級11人）となっています。

施設面については、七戸中学校屋外運動場は昭和61年度に整備され、経年劣化により雨水等が溜まり体育の授業に支障を来しています。また、七戸小学校及び城南小学校の屋外プールは現在使用されておらず、解体する必要があります。

小学校及び中学校ともスクールバスを運行していますが、購入後年数が経過している車両もあり、年次計画により更新する必要があります。

III

基本
計
画

小・中学校児童(生徒)数、学級数及び教育施設の状況 平成27年5月1日現在

学校名	児童生徒数	学級数・校舎				屋内運動場(m ²)	プール施設(m ²)	危険校舎面積(m ²)
		普通	特別支援	面積(m ²)	不足面積(m ²)			
七戸小学校	227	8	3	3,826	0	1,004	400	—
城南小学校	161	6	2	3,884	0	1,158	400	—
天間東小学校	77	6	1	2,686	62	787	400	—
天間西小学校	224	10	2	4,683	0	980	—	—
七戸中学校	223	8	2	5,405	0	1,582	—	—
天間館中学校	129	6	1	3,505	0	1,179	—	2,534
榎林中学校	53	3	1	2,398	0	978	—	—

(学校基本調査)

施策の体系

- 幼児期教育の充実
- 学校教育の充実
- 教育環境の計画的整備と適正配置
- 個性を伸ばす人材育成

(1) 幼児期教育の充実

- ①認定こども園の普及を推進します。
- ②幼児期から学童期への連続性を確保するため、保育園、幼稚園、認定こども園、小学校の連携を推進します。

(2) 学校教育の充実

- ①小・中学校内のI C T環境の整備を進め、情報通信教育の充実と情報活用能力の向上を促進します。
- ②国際化時代に対応できる人材を育てるため、* A L T事業等を活用し外国語教育の充実を図ります。
- ③きめ細かい学習指導実現のため、町独自の教職員を採用し、少人数学級に対応します。
- ④子どもの、主体的に進路を選択する能力を育てるキャリア教育の充実を図ります。
- ⑤支援を必要とする児童生徒をサポートする特別支援教育支援員、学校生活相談員の充実に努めます。
- ⑥子どもが学校や日常生活で直面する悩みに関し、家族や友人、学校、地域社会と連携しながら福祉的なアプローチによって解決を支援するスクールソーシャルワーカーの採用を検討します。

* A L T
外国語授業をサポートする外国人語学教師。

(3) 教育環境の計画的整備と適正配置

- ①小・中学校の校舎、体育館及びグラウンドの老朽化に対応するため、年次計画で改修整備を実施します。
- ②児童生徒数の減少を踏まえ、学校の規模・配置の適正化を検討します。
- ③耐用年数の経過したスクールバスを、年次計画により更新します。

(4) 個性を伸ばす人材育成

- ①個性を尊重した指導と、基礎・基本の着実な定着を図るため、研修等により教職員の資質向上を図ります。
- ②各種奨学金制度の情報提供等により、高校や大学等への進学を支援します。

III

基本
計
画

2 生涯学習の充実

現況と課題

生涯学習の現況

急速な少子高齢化の進展等社会情勢が大きく変化しているなか、町民の生きがいづくりと心豊かな生活を支えるため、多様なニーズに応える学習環境を計画的に整備していくことが求められています。

本町では、住民の学習意欲、自主的学習活動を支援するため、指導者の育成や発掘に努めていますが、各分野においてシニア世代が持つ知識・経験を活かしながら、若者や女性などのリーダーを育成し、人材のネットワークづくりを進め、自主的な取り組みにつなげ、持続的に人材を輩出する仕組みづくりに努めなければなりません。

そのためにも、生涯学習活動の拠点施設である公民館や公民館分館の機能を充実していくことが求められており、とりわけ、七戸南公民館及び図書館の施設について、新規建設や既存施設の利活用を含め、早期に検討・整備を図る必要があります。

施策の体系

- 社会教育推進体制の充実
- 多様な学習機会の創出と学習内容の充実
- 生涯学習環境の整備と機能の充実

(1) 社会教育推進体制の充実

- ①公民館活動等社会教育を推進する組織体制の充実を図ります。
- ②文化・芸術分野の専門家を育成し、住民の学習に講師として派遣する制度の充実を図ります。

(2) 多様な学習機会の創出と学習内容の充実

- ①町民大学や各種講座を開設し、生活技術の習得、芸術表現等、住民の資質の向上と豊かな人生の実現を支援します。
- ②高齢者の生涯学習活動を支援するとともに、高齢者が社会的役割を持ち、生きがいや介護予防につながる社会参加を促進します。
- ③公民館や児童館・児童センターとの連携を強化し、学習機会の多様化を推進します。

(3) 生涯学習環境の整備と機能の充実

- ①住民の学習活動拠点となる施設の充実を図ります。
- ②公民館・分館に視聴覚教材等、教具の内容充実を図ります。
- ③家庭教育学級や各種講座等の指導資料のプログラムの開発に努めます。
- ④図書館情報ネットワークシステムを活用し、蔵書が即時検索できるよう住民サービスの向上に努めます。
- ⑤図書館の蔵書の充実を推進するとともに、移動図書館の充実を図ります。
- ⑥健康づくり教室の充実のため、関係機関との連携を推進します。
- ⑦統合により廃止となった学校及び余裕教室の有効活用を図ります。



七戸南公民館（七戸中央図書館設立100周年）

III

基本計画

3 生涯スポーツの振興

現況と課題

生涯スポーツの現況

本町のスポーツ施設を見ると、運動公園（野球場、多目的グラウンド、テニスコート）のほか、体育館、武道館、讃道館、屋内温水プール、ゲートボール場、全天候型の屋内スポーツセンター等、スポーツ・レクリエーション施設の整備を進めてきました。

こうした恵まれたスポーツ環境のもと、子どもから高齢者までスポーツに親しみ、各種大会で活躍しています。今後、こうしたスポーツ環境と活動実績を活かして、住民がより自主的・継続的にスポーツ・レクリエーションに親しみ、体力の向上や競技力のアップにもつなげができるよう、生涯スポーツ振興体制の充実が求められています。

スポーツ施設については、施設間の機能分担やネットワーク化等による有効活用と、利用者ニーズに即した施設改修・整備を図る必要があります。

施策の体系

- └ スポーツ振興体制の充実
- └ 健康・体力づくりの促進
- └ スポーツ拠点の整備

(1) スポーツ振興体制の充実

- ①住民が自主的・継続的にスポーツに親しめる環境づくりと、スポーツ活動を推進する人材の育成に努めます。
- ②スポーツ未経験者や高齢者がスポーツを親しめるよう、軽スポーツやレクリエーションスポーツの普及に努め、町民誰もが何かのスポーツを楽しむ「町民一スポーツ」を目指します。
- ③競技力向上のため、体育協会やスポーツ少年団等の活動を支援し、全国大会等で活躍できる選手を育てる指導者の育成に努めます。

(2) 健康・体力づくりの促進

- ①中・高年者のスポーツ活動を奨励し、健康・生きがいづくりを推進します。
- ②健康増進プログラムを策定し、町民の健康・体力づくりを推進します。
- ③スポーツ教室・大会の開催や競技団体による普及活動を支援します。

(3) スポーツ拠点の整備

- ①町民が主体的・継続的にスポーツを楽しむ拠点となる施設の整備と利用率の向上を図ります。
- ②町民が自主的・主体的に運営する総合型地域スポーツクラブの育成及び設立を支援します。



スポーツ少年団野球大会

III

基本
計
画

4 青少年の健全育成

現況と課題

青少年の健全育成の現況

子どもたちが郷土に誇りを持ち、志を抱き、これからの中社会で自立するための力、国際的視野を身に付け、創造性を發揮しながら国内外で活躍できる人材として成長するよう、学校、家庭、地域が一体となって取り組む必要があります。

少子化、核家族化、コミュニティの希薄化が進み、子どもの成長環境から、祖父母や親せきが遠くなりました。若い両親は親の世代の知恵を受け継ぐことができず、家庭の教育機能が低下しています。親としての行動や家庭教育のあり方について、学習機会を広げることや助言体制を充実することが必要です。

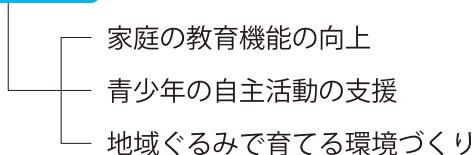
青少年の健全な成長には、自主性、自発性を伸ばす活動が大切です。本町においても、少子化のため、子ども会を町内会ごとに組織することが難しくなり、自発的・組織的な校外活動に参加する子どもが減少する等、活動団体の維持が難しくなっています。

このため、さまざまなスポーツ・レクリエーション活動、ボランティア活動等への子どもの参加機会を広げ、また、子ども会等への支援を通じて、自主活動を後押ししていく必要があります。

子どもが育つ社会環境は、生活水準の向上、都市化の進展、メディアの発達等により変化しますが、子どもがよりよく成長するためには、地域との協力が欠かせません。子どもには、認められ、必要とされていることを感じる「活躍の場」も必要です。家庭、学校、地域コミュニティと相互に連携・協力した体制づくりが求められます。

本町においても、地域ぐるみで子どもをあたたかく見守り、地域のなかに子どもの居場所をつくっていく必要があります。

施策の体系



(1) 家庭の教育機能の向上

- ①家庭教育に関する相談や学習の機会を広げます。
- ②家庭と学校との連携を密に、家庭の教育力の向上を図ります。

(2) 青少年の自主活動の支援

- ①スポーツ・レクリエーション活動、文化芸術活動、ボランティア活動等への参加機会を広げ、青少年の自主的活動を支援します。
- ②他地域で開催されるスポーツ大会等、自主的な大会への参加と交流を支援します。
- ③子ども会の再編等、子ども会への支援を強化します。
- ④児童生徒の自主性、自発性をより引き出すため、児童生徒から活動リーダーを育成し、将来的にもリーダーとして活躍できるように支援します。
- ⑤青少年団体指導者の育成と支援を推進します。

(3) 地域ぐるみで育てる環境づくり

- ①青少年を健全に育成するため、家庭、学校、地域社会が相互に連携・協力する体制づくりを進めます。
- ②地域における子どもの居場所づくりを推進します。
- ③祭りやイベント等で子どもが活躍する場づくりを推進します。
- ④青少年健全育成の地域ぐるみによる啓発活動を推進します。
- ⑤子どもの安全を守る地域ボランティアの育成と活動を支援します。
- ⑥優れた技能を持つ「町の匠」を^{*}ゲストティーチャーに招き、世代間の交流を促進します。



町民スポーツレクリエーション祭

※ゲストティーチャー
客員指導者、招待指導者。

5 地域の文化の継承と発信

現況と課題

地域文化の振興

町内の芸術、文化活動を支援するとともに、郷土芸能の保存のために関係団体と連携を図り、伝承活動や発表の機会を提供しています。芸術文化に、より親しむ環境づくりを進めるため、芸術分野における人材の育成や子どもたちが芸術文化活動に参加する機会づくりに取り組まなければなりません。

本町には、しちのへ文化村をはじめとする芸術・文化活動の拠点となる多くの施設があり、さまざまな芸術・文化活動が活発に進められてきました。これからも、町民が自主的な芸術・文化活動を展開することができるよう、芸術団体や文化団体の育成・支援を行うとともに、地域の芸術・文化活動の交流拠点となる施設の整備を進める必要があります。

また、地域住民の総合学習力の向上を図るため、学習環境の整備と利用率の向上が求められています。図書館の機能充実をはじめとして、公民館、文化施設等との施設間のネットワーク化を推進することが必要です。

現在、国指定史跡である二ツ森貝塚は、世界文化遺産登録を目指す『北海道・北東北の縄文遺跡群』の構成資産のひとつです。また中世に活躍した七戸南部氏の居城であった七戸城跡もまた国の史跡として指定されています。

さらに、5世紀に作られた森ヶ沢遺跡は国立歴史民俗博物館が発掘調査を行い、非常に価値のある遺跡であることがわかっています。これら地域に残る文化資源は大変貴重なものであり、大切に保護され、後世に伝えられなければならないものです。

そのため、国指定史跡二ツ森貝塚や国指定史跡七戸城跡の文化財保護に努めるとともに、これらの貴重な史跡財産を活用した体験学習ゾーンの拡充整備を図る一方で、東北地方でも有数の規模を誇るといわれる中世城館跡七戸城跡の環境整備（北館地区への建物復元整備）を早期に進めていく必要があります。

さらに、凍結されている史跡地内の土地買上げ（角館地区）についても、七戸城跡の整備と共に再開する必要が高まってきています。

世界遺産登録を目指している二ツ森貝塚においては、未指定地であった埋蔵文化財包蔵地の追加指定が平成26年度と27年度に行われ、その追加指定地内の土地買上げ事業も進めなければなりません。

世界文化遺産登録に向けて、二ツ森貝塚の資料館（ガイダンス施設の建設）や、貝塚断面の露出展示、音声ガイドによる案内機器の整備、見学者のための駐車場の整備や便益施設の建設も必要となっています。

施策の体系

- └ 地域に根付いた文化の継承
- └ 文化・芸術活動の支援
- └ 歴史・文化遺産の保存と整備

(1) 地域に根付いた文化の継承

- ①地域社会の協力を得ながら、地域の産業や歴史、文化を学ぶ体験学習・郷土学習の充実を図ります。
- ②郷土への誇りを醸成する郷土芸能の保存と継承を推進します。
- ③歴史・文化を継承した町独自のイベント等を広く県内外にPRし、地域振興と郷土愛の醸成を促進します。

(2) 文化・芸術活動の支援

- ①文化・芸術団体の育成と支援体制の強化を図り、町民の自主的な文化・芸術活動を支援します。
- ②しづのへ文化村の機能充実と文化・芸術活動の交流拠点となる施設の整備を促進します。
- ③鷹山宇一記念美術館を活用し、文化・芸術を学ぶ環境づくりを支援します。

(3) 歴史・文化遺産の保存と整備

- ①国指定史跡二ツ森貝塚の世界文化遺産登録を目指します。
- ②国指定史跡二ツ森貝塚の保存と展示施設等の整備を進めます。
- ③国指定史跡七戸城跡の保存と復元整備を進めます。
- ④埋蔵文化財の保護と保存に努めます。
- ⑤文化財等の資料収集と整理を推進します。
- ⑥歴史博物館施設の整備計画の策定に取り組みます。
- ⑦七戸文化交流センターにおける資料の収集と保存、情報発信を推進します。
- ⑧町民のなかに幅広く文化財愛護精神の醸成を図ります。

III

基本
計
画

めざす方向

「おもてなし」の心と絆の力で人と地域と世界がつながる
交流社会の実現

1. 町内・県内・国内交流の促進
2. 国際交流の推進

1 町内・県内・国内交流の促進

現況と課題

町内・県内・国内交流の現況

上北、下北地域の核として、本町の魅力を広く発信し、教育・文化、スポーツ、産業等の多様な分野において、町内から大都市圏や全国の地方都市との交流活動を積極的に進めることができます。

このため、観光はもとより、各種イベントを通じて七戸町はじめ上北、下北地域を訪れた人々との継続的な交流や、インターネット等を通じた幅広い交流等、ソフト・ハード両面にわたる連携・交流の推進を図る必要があります。

子ども達の交流活動では、小学生対象の南部藩ゆかりの地子どもサミットへの派遣、小学生、中学生対象の異文化交流活動を行っています。さらに交流活動を広げるためには、本町のもつ豊かな自然環境や文化資源等を広く理解するための多彩なメニューの開発等ソフト面の充実を図る必要があります。

施策の体系

- └ 国内の地域との連携・交流活動の促進
- └ 連携・交流の核づくり

(1) 国内の地域との連携・交流活動の促進

- ①町内の優れた技能を持つ「町の匠」等と子ども達との世代間交流を推進します。
- ②利活用向上のため、町内の公共施設のネットワーク化を推進します。
- ③上北、下北地域等県内で開催される各種イベント参加を通じて、連携・交流活動の活性化を促進します。
- ④県外の各団体との連携・交流活動を促進します。

(2) 連携・交流の核づくり

- ①国内連携・交流の人的ネットワークづくりの核となる、ふるさと町民制度の創設を検討します。
- ②上北、下北地域の核として交流を促進していくため、宿泊機能の充実や広域案内機能を備えた滞在型施設の整備を推進します。
- ③上北、下北地域の特産品生産・販売の活性化と拠点化を目指して、ふるさと便等各種施策の充実を図ります。

2 国際交流の推進

現況と課題

国際交流の現況

近年あらゆる分野においてグローバル化が進んでいます。それに伴い交流における「国際化」が急進展しており、首都圏のみならず地方においても国際化対応が急務となっていました。

本県における外国人観光客が増加している中、本町においても海外からの観光客が大幅に増えることが予想されます。このようなことから、異文化を理解し、相互に交流することにより、グローバル社会に対応できる人材を早急に育てる必要があります。

このため、関係団体と連携しながら、通訳ガイド、ホームステイ、民間による外国語学習機会の支援等、日頃から外国人を受け入れるための活動を進めることができます。また、本町近くには三沢基地もあります。児童生徒の基地訪問や海外派遣等の国際交流活動を活発化することが求められます。

施策の体系

—— 異文化への理解を進める国際交流の推進

(1) 異文化への理解を進める国際交流の推進

- ①異文化への関心や理解を高め、外国人とのコミュニケーション能力を養う
国際理解教育を推進します。
- ②外国人との相互理解を深めるため、身近に触れ合い、交流ができる機会を
拡大するとともに、民間団体が自主的に行う国際交流事業を支援します。
- ③これまでの交流事業の経験と蓄積を活かして、青少年海外派遣事業を推進
します。
- ④認定こども園、保育園で英語に親しむ機会や、社会人向け英会話教室等、
生涯にわたる外国語学習環境の整備を推進します。

III

基本
計
画

めざす方向

信頼関係を築いて未来を創る「協働のまちづくり」の実現

1. 協働のまちづくり
2. 個人情報保護と危機管理体制の整備
3. 行財政改革の推進

1 協働のまちづくり

現況と課題

協働のまちづくりの現況

地方分権が叫ばれ、政策の裁量権が基礎自治体に移されようとしており、自治体が独自の判断で限られた財源の使い道を決めることができるようになります。そうしたことから、自治体は自分達の未来を自分達で決めるため、自治能力の向上を図らなければなりません。

新しいまちづくりには、地域住民と行政とのパートナーシップ（協働・連携）が重要なことです。そのため、行政においては、仕事の進め方を常に見直し、地域住民が政策決定に参画しやすい体制づくりを進めなくてはなりません。同時に、住民は自治の主役として、まちづくりの一方の担い手として、能力と経験を蓄積していくことが求められています。

本町には多くの政策分野において、さまざまな課題があります。そのため、地域懇談会を継続して開催してきました。行政と町民が直接対話し、住民一人ひとりの声を行政に反映するため、今後も継続していく必要があります。

町の将来を築く際、規範となるものが「七戸町まちづくり基本条例」です。自立した住民でつくる自立した自治体として、行政と町民はともにこの規範を守る必要があります。

また、男女共同参画社会を実現するために、女性の社会参加を促し、男性の男女共同参画意識の向上を図ることが必要です。女性団体の育成と活動を支援するとともに、男女を対象にした学習機会の提供が求められます。

施策の体系

- 町民自治の推進
- 透明で参加しやすい行政体制
- 男女共同参画社会の実現
- 住民活動の活性化と自治組織の整備

(1) 町民自治の推進

- ①まちづくり基本条例の策定を推進するとともに、その理念を広げるための啓発活動を推進します。
- ②各種委員会等、町の政策決定までの検討機会において、町民参加を積極的に推進します。

(2) 透明で参加しやすい行政体制

- ①まちづくり出前座談会を継続して開催します。
- ②各種計画の策定への、住民ワークショップ導入を推進します。
- ③行政情報の発信と町民の意見を聴く広報・広聴の充実を図ります。
- ④パブリックコメントの導入等、積極的な情報公開を推進します。

(3) 男女共同参画社会の実現

- ①家庭、学校、職場での男女共同参画意識の向上に関する啓発活動を推進します。
- ②女性の働きやすい職場づくりと男性の家事や育児への参加を支援します。

(4) 住民活動の活性化と自治組織の整備

- ①自主的なまちづくり団体の育成や活動を支援します。
- ②地域で活動する住民組織との協働を推進します。



まちづくりを話し合うワークショップ

2 個人情報保護と危機管理体制の整備

現況と課題

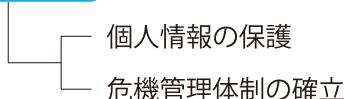
個人情報と危機管理の現況

行政サービスの電算化がさまざまな分野で進んでいます。社会保障・税番号制度（マイナンバー）もスタートし、住民サービスの利便性向上は大切ですが、住民の個人情報が外部に漏れることのないよう、十分な管理体制を築く必要があります。

また、コンピュータウイルスや不正アクセス等への対策、それらを担う人材育成等を総合的に進める必要があります。

高齢化の進展により、災害等緊急時に避難等で手助けを必要とする町民が増えることが予想されます。住民の命を守る初動態勢を行政職員は知っておく必要があります。また、災害時要援護者への対応マニュアルも必要です。

施策の体系



(1) 個人情報の保護

- ①住民の個人情報を厳正に管理します。
- ②避難行動要支援者等の情報についても、適正に管理します。

(2) 危機管理体制の確立

- ①災害、情報、感染症等、多様な緊急事態への対応マニュアルづくりを推進します。
- ②緊急時に迅速な対応ができるよう、行政職員の訓練を定期的に実施します。

3 行財政改革の推進

現況と課題

行財政改革の現況

長く続く経済不況、人口減少に伴う税収減により、町の財政は年々厳しさを増しています。加えて、介護保険会計や国民健康保険会計では支出の増加が止まらず、この状況は今後も続くと予想されます。

町では人件費の削減等、全庁をあげて支出の削減に取り組んだ結果、財政危機状態が回避されました。引き続き行財政改革を進めていく必要があります。

町の財政状況をはじめ、行政の実施する事業の進捗状況について、現在、ホームページを活用した広報やパブリックコメント等により町民に広く情報公開しています。行政と町民の協働を推進するために、今後も、きめ細かい情報公開を推進する必要があります。

施策の体系

- ─ 官民の新しい役割分担の実現
- ─ 公共施設の整備と適正管理
- ─ 効率的な行財政運営の確立

(1) 官民の新しい役割分担の実現

- ①住民サービスの向上と管理経費の縮減のため、指定管理者制度の導入、また、民間企業への事務事業の委託等、積極的に検討、推進します。
- ②補助金全般について定期的に検証し、整理合理化を推進することで補助金の適正化を図ります。
- ③組織の簡素化、合理化に取り組み、住民の行政需要に即した横断的な組織運営に努めます。

(2) 公共施設の整備と適正管理

- ①総合管理計画を策定し、それに基づき、行政サービスの低下を伴うことのない、公共施設の統合整理や効率のよい整備を推進します。
- ②今後整備が必要とされる公共施設は、利便性に配慮した配置と将来的な適正規模の検討の上、計画します。
- ③公共施設整備にあたり、民間活力の発揮を促し、低廉かつ良質な公共サービスを提供するため、*PFIの導入も検討します。
- ④遊休施設は、処分を含めた有効な活用方法を検討します。

III

基本
計
画

*PFI
公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を国や自治体だけでなく、民間の資金、経営能力、技術等を活用して行う手法のこと。事業コストの縮減やより質の高いサービスの提供が可能になる。

(3) 効率的な行財政運営の確立

- ①総合計画をはじめ、財政計画等に基づいて、行財政の計画的、効率的な運営管理を推進します。
- ②地域再生計画を積極的に検討する等、施策の重点化を図ります。
- ③官民分担の観点から事業の取捨選択を強めるとともに、電算化の推進等各事業の経費節減に努め、健全な財政基盤を確保します。
- ④町民の生活満足を重視しながら事業効果を数量的に把握できるよう、事務事業評価制度を導入し、予算編成との連動等その積極的運用を進めます。
- ⑤施策の大幅な重点化や計画的投资の推進、*官民パートナーシップ等、町の新たな時代対応に即した行政組織・機構を確立します。
- ⑥新たな時代を担い、町民とともに施策を推進できるよう、職員の資質向上と適切な定員管理を進め、行政能力の一層の向上を図ります。

*官民パートナーシップ
行政（官）と民間企業（民）が協働で取り組むやりかた。行政が担うべき公共サービスの分野に民間企業のノウハウを活用して社会資本を整備することにより、住民サービスの充実を進めていく手法。民間委託、指定管理、PFIなどがある。

III

基本計画



IV

參考資料

第2次七戸町長期総合計画策定に関するアンケート調査

ご協力のお願い

町民の皆様には、日頃から各種の調査にご協力いただきましてありがとうございます。

七戸町では今年度、「第2次七戸町長期総合計画」を策定することになり、現在その作業に取り組んでいるところです。

このアンケート調査は、町民の皆様のまちに対する現状認識とこれからまちの望ましい姿などを各分野別の視点からとらえることにより、本計画の基礎とするために実施するものです。

なお、本調査は、町内に居住する満20歳以上の方々を対象に、無作為により抽出させていただきました。無記名となっているほか、調査結果はすべて統計的に処理いたしますので、皆様にご迷惑をおかけすることは決してありません。お忙しいところお手数をおかけしますが、本調査の目的、趣旨等をご理解のうえ、ご協力くださるようお願いいたします。

平成27年6月

七戸町長 小又 勉

<記入上のご注意>

1. あて名のご本人がお答えください。(家族の方や知り合いの方が聞き取りのうえ、記入してくださいって結構です。)
2. お答えは、設問ごとに(1つに○印)、(3つに○印)などと指定されていますのでご注意ください。○印は、濃い色でつけてください。
3. ご記入いただいた調査票は **7月15日(水)**までに同封の返信用封筒に入れてご返送ください。(差出人のお名前と切手はいりません。)
4. この調査票についてのお問い合わせは、下記までお願いします。

七戸町役場 企画調整課 電話 0176-68-2940 (直通)

◎ はじめに、あなたご自身のことについておたずねします。

問1 あなたご自身のことについて、あてはまる番号1つに○印をつけてください。

(1) あなたのお住まい	1. (旧) 七戸町	2. (旧) 天間林村	
(2) あなたの性別	1. 男	2. 女	
(3) あなたの年齢	1. 20代 4. 50代	2. 30代 5. 60代	3. 40代 6. 70歳以上
(4) 家族構成	1. ひとり暮らし 3. 2世代(親と子)世帯 5. その他()	2. 夫婦2人世帯 4. 3世代(親・子・孫)世帯	
(5) あなたの職業	1. 勤め人(会社員・公務員等) 3. 商店等自営業 5. その他()	2. 農業 4. 無職・専業主婦	

IV

参考資料

町の現状への「満足度」について

問2 あなたは七戸町の現状に満足ですか、不満ですか。以下の項目について、満足度を5段階の中から選んでください。

分野	項目	満足	やや満足	普通	やや不満	不満
都市基盤	(1) 道路や鉄道が整い、行き来の便がよいか	5	4	3	2	1
	(2) 自然が守られ、活用されているか	5	4	3	2	1
	(3) 水源が守られ、水道が整っているか	5	4	3	2	1
	(4) 生活排水の処理が行き届いているか	5	4	3	2	1
	(5) 災害防止対策（避難場所、耐震化等）はできているか	5	4	3	2	1
産業	(6) 農林畜産業に活力があるか	5	4	3	2	1
	(7) 商工業に活力があるか	5	4	3	2	1
	(8) 観光・レクリエーション施設は充実しているか	5	4	3	2	1
	(9) 商工業や農林業の将来の担い手は育っているか	5	4	3	2	1
健康・福祉	(10) 地域の保健・医療がしっかりしているか	5	4	3	2	1
	(11) 地域の在宅福祉や介護はしっかりしているか	5	4	3	2	1
	(12) 障がい者福祉はしっかりしているか	5	4	3	2	1
	(13) 母子福祉はしっかりしているか	5	4	3	2	1
	(14) コミュニティ活動やボランティア活動は活発か	5	4	3	2	1
生活環境	(15) コミュニティバス等の公共交通は便利か	5	4	3	2	1
	(16) 河川のはんらんが抑えられているか	5	4	3	2	1
	(17) 地球温暖化防止対策（自然エネルギーの活用、施設の節電等）は十分か	5	4	3	2	1
	(18) ゴミの減量化、リサイクルが進んでいるか	5	4	3	2	1
	(19) 美しい農村景観が守られているか	5	4	3	2	1
	(20) 火災、災害、交通事故、犯罪が少なく安心か	5	4	3	2	1
	(21) 情報・通信（インターネット）が使いやすく、便利か	5	4	3	2	1
教育文化	(22) 学校教育が充実し、子どもが育つよい環境か	5	4	3	2	1
	(23) 社会教育や生涯学習が盛んか	5	4	3	2	1
	(24) 生涯スポーツが盛んか	5	4	3	2	1
	(25) 青少年が健やかに育っているか	5	4	3	2	1
	(26) 芸術・文化活動が盛んか	5	4	3	2	1
連携・交流	(27) 町内の連携や町民交流は活発か	5	4	3	2	1
	(28) 国内各地との連携・交流は活発か	5	4	3	2	1
	(29) 国際化に向けた活動は活発か	5	4	3	2	1
住民と行財政	(30) 住民参加のまちづくりが進んでいるか	5	4	3	2	1
	(31) 町の財政は効率的で健全か	5	4	3	2	1

暮らしの中での「大切さ・重要性」について

問3 以下の項目について、あなたが感じる暮らしの中での「大切さ・重要性」を5段階の中から選んでください。また、全項目の中で特に「大切だ・重要だ」と思う項目を5つ選んで○印をつけてください。

分野	項目	大切	やや 大切	普通	あまり大 切でない	大切で ない	特に 大切 5つ
都 市 基 盤	(1) 道路や鉄道が整い、交通の便がよいこと	5	4	3	2	1	
	(2) 自然が守られ、活用されていること	5	4	3	2	1	
	(3) 水源が守られ、水道が整っていること	5	4	3	2	1	
	(4) 生活排水の処理が行き届いていること	5	4	3	2	1	
	(5) 災害防止対策（避難場所、耐震化等）が充実していること	5	4	3	2	1	
産 業	(6) 農林畜産業に活力があること	5	4	3	2	1	
	(7) 商工業に活力があること	5	4	3	2	1	
	(8) 観光・レクリエーション施設が充実していること	5	4	3	2	1	
	(9) 将来の担い手が育っていること	5	4	3	2	1	
健 康 ・ 福 祉	(10) 地域の保健・医療がしっかりとしていること	5	4	3	2	1	
	(11) 地域の在宅福祉や介護がしっかりとしていること	5	4	3	2	1	
	(12) 障がい者福祉がしっかりとしていること	5	4	3	2	1	
	(13) 母子福祉がしっかりとしていること	5	4	3	2	1	
	(14) コミュニティ活動やボランティア活動が活発なこと	5	4	3	2	1	
生 活 環 境	(15) コミュニティバス等の公共交通が便利なこと	5	4	3	2	1	
	(16) 河川のはんらんが抑えられていること	5	4	3	2	1	
	(17) 地球温暖化防止対策（自然エネルギーの活用、施設の節電等）に取り組んでいること	5	4	3	2	1	
	(18) ゴミの減量化、リサイクルを進めること	5	4	3	2	1	
	(19) 美しい農村景観を守ること	5	4	3	2	1	
	(20) 火災、災害、交通事故、犯罪が少なく安心できること	5	4	3	2	1	
	(21) 情報通信（インターネット）が使いやすいこと	5	4	3	2	1	
教 育 文 化	(22) 学校教育が充実し、子どもが育つよい環境であること	5	4	3	2	1	
	(23) 社会教育や生涯学習が盛んなこと	5	4	3	2	1	
	(24) 生涯スポーツが盛んなこと	5	4	3	2	1	
	(25) 青少年が健やかに育っていること	5	4	3	2	1	
	(26) 芸術・文化活動が盛んなこと	5	4	3	2	1	
連 携 ・ 交 流	(27) 町内の連携や町民交流が活発なこと	5	4	3	2	1	
	(28) 国内各地との連携・交流が活発なこと	5	4	3	2	1	
	(29) 国際化に向けた活動が活発になること	5	4	3	2	1	
住 民 と 行 財 政	(30) 住民参加のまちづくりが進むこと	5	4	3	2	1	
	(31) 町の財政が効率的で健全であること	5	4	3	2	1	

住みやすい七戸町について

問4 あなたにとって七戸町は「住みやすい町」ですか?
次のの中から、1つを選んで番号に○をつけてください。

(1) とても住みやすい

(3) どちらかといえば住みにくい

(2) どちらかといえば住みやすい

(4) とても住みにくい

(1) か (2) を選んだ方は問5へ

(3) か (4) を選んだ方は問6へ

問5 「住みやすい」と感じた理由を以下の項目から
3つ選んで番号に○をつけてください。

(1) すみずみまで道路が整っている。

(2) 公共交通が充実し町内外への移動が便利である。

(3) 子育てをする環境が整っている。

(4) 高齢者や障がい者が安心して生活できる。

(5) 救急医療体制や病院が整っている。

(6) 繼続的に働ける場が確保されている。

(7) 地域活動が活発であり、地域につながりがある。

(8) 図書館や公園などの公共施設が充実している。

(9) 災害や交通事故、犯罪への不安が少ない。

(10) 買い物や娯楽施設が充実している。

(11) 身近に親しめる自然が豊かである。

(12) その他 ()

問6 「住みにくい」と感じた理由を以下の項目から
3つ選んで番号に○をつけてください。

(1) すみずみまで道路が整っていない。

(2) 公共交通が不十分で町内外への移動が不便である。

(3) 子育てをする環境が整っていない。

(4) 高齢者や障がい者が安心して生活できない。

(5) 救急医療体制や病院が整っていない。

(6) 繼続的に働ける場が確保されていない。

(7) 地域活動が乏しく、地域につながりがない。

(8) 図書館や公園などの公共施設が十分でない。

(9) 災害や交通事故、犯罪への不安がある。

(10) 買い物や娯楽施設が十分でない。

(11) 身近に親しめる自然が少ない。

(12) その他 ()

問7 その他、新しい七戸町のまちづくりについて、あなたのご意見、ご提案がありましたら自由にお書きください。

IV

参考資料

ご協力ありがとうございました。
同封の返信用封筒に入れて投函してください。

2. 七戸町総合開発審議会

会長	立崎 庸夫	七戸町文化協会会长
副会長	上原子 一治	ゆうき青森農業協同組合天間林支所長
委員	四戸 義悦	七戸町町内会連合会会长
委員	工藤 慎康	七戸町天間林商工会会長
委員	米内山 正義	七戸町商工会会長
委員	音道 智	十和田おいらせ農業協同組合七戸支店長
委員	田島 政義	特定非営利活動法人 七戸町体育協会会长
委員	濱中 幾治郎	七戸町社会福祉協議会会长
委員	田中 政志	天間林代表分館長（吟分館）
委員	吟 清悦	七戸町連合PTA会長

3. まちづくり委員会

委員長	鳥山 駿太朗	
副委員長	千葉 壮輔	
委員	町屋 寛一	
委員	吟 佳子	
委員	宮里 幸子	
委員	二宮 礼子	
委員	小林 敏也	
委員	向中野 春馨	
委員	立崎 祐章	
委員	西野 雅代	
委員	荒川 辰徳	
委員	西野 康平	
委員	坪 昌範	
委員	和田 明日香	

4. 七戸町長期総合計画策定の経過

平成27年 6月 (平成27年 7月	七戸町長期総合計画策定に関するアンケート調査
平成27年10月28日	第1回 まちづくり委員会 (まちづくり委員の組織化及び役割の確認)
平成27年11月 4日	第1回 七戸町総合開発審議会 (七戸町総合開発審議会委員の委嘱及び組織化)
平成27年11月11日	第2回 まちづくり委員会 (市民の視点からの重要な施策の抽出)
平成27年11月24日	第2回 七戸町総合開発審議会 (『序論〈案〉』・『構想編〈案〉』の説明と審議)
平成27年12月 2日	第3回 まちづくり委員会 (抽出された重要な施策の具体化に向けた検討)
平成27年12月17日	第3回 七戸町総合開発審議会 (『序論〈案〉』・『構想編〈案〉』の確認と『計画編〈案〉』の説明及び審議)
平成27年12月24日 (平成28年 1月22日	パブリックコメント（意見公募）の実施
平成28年 1月27日	七戸町総合開発審議会から七戸町長に答申
平成28年 2月 2日	第4回 まちづくり委員会 (重要な施策の確認とまちづくり委員会のまとめ)
平成28年 3月 1日	七戸町議会提案
平成28年 3月 1日	七戸町議会全員協議会による協議
平成28年 3月10日	七戸町議会議決

IV

参考資料

七企第384号
平成27年11月4日

七戸町総合開発審議会
会長 立崎庸夫様

七戸町長 小又 勉

諮詢問書

次の事項について、下記理由により諮詢します。

第2次七戸町長期総合計画 基本構想

理由書

平成18年3月に策定した七戸町長期総合計画が今年度で10年となります。町ではこの計画による施策に沿って多数の事業を行ってきました。この10年間をしっかりと評価し、今後10年間の七戸町の目指すべき方針をしっかりと定め、多くの課題を克服するべく施策を提示する必要があり、第2次七戸町長期総合計画を策定することとしました。つきましては、この計画が七戸町の将来の方向性を示す重要なものであることから、第2次七戸町長期総合計画基本構想について十分な調査審議による、貴審議会の意見を求めます。

平成28年1月27日

七戸町長 小又 勉 様

七戸町総合開発審議会
会長 立崎庸夫

第2次七戸町長期総合計画基本構想（案）について（答申）

平成27年11月4日付け七企第384号で諮詢のあった第2次七戸町長期総合計画基本構想（案）について、総合的に審議した結果、妥当なものと認めます。

なお、この計画の実現に向けて、下記の事項に配慮されることを希望します。

記

- 1 今後の策定にあたっては、本審議会の意見、要望が十分反映されるものであること。
- 2 この計画に基づく施策の実施にあたっては、各施策の重要度、緊急度を検討するとともに、十分町民の理解を得ることに留意すること。

IV

参考資料

第 2 次 七 戸 町 長 期 総 合 計 画

潤いと彩りあふれる田園文化都市をめざして

平成28年3月

発 行 七 戸 町

〒039-2792 青森県上北郡七戸町字森ノ上131番地4
Tel 0176-68-2111(代) Fax 0176-68-2804
<http://www.town.chichinohe.lg.jp>

編 集 七戸町 企画調整課



七戸町と天間林村の合併により、新しい七戸町が誕生。その新七戸町のイメージを象徴したシンボルマークは、天間林の「て」と七戸の「し」を仲良く組み合わせた「七」の文字をモチーフとし、ふたつがひとつとなって新しい七戸町を創っていくというコンセプトから生まれました。さらに「七」のカタチを町民にたどえ人物化し未来に向か飛躍する七戸町民の活力を前面にアピールしたものもあり、町の活性化と発展を目指す心を凝縮したものです。

(平成17年9月8日制定)